

# 平成30年第4回定例会

( 第3日 )

平成30年12月11日

第1 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	石 田 善 久
企画財政部長	須 藤 俊 弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	今 井 匡 己
健康福祉部長	三 上 裕 樹	監査委員事務局長	三 上 庚 也
経 済 部 長	西 谷 司	教 育 長	柴 田 正 人
建 設 部 長	木 村 雅 博	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏	代表監査委員	鳴 海 和 正

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	一 戸 岬
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長  
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、第7席から第11席までを予定しております。

一般質問に入る前に、質問をされる議員の皆様にお知らせいたします。質問されるときは語尾をはっきりと、声も少し大きめにお願いいたします。わかりやすい質問をしてください。

○議長  
○7番  
(佐藤 寛議員)

第7席、7番、佐藤 寛議員の一般質問を行います。

佐藤 寛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

佐藤 寛議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 寛議員、質問席へ移動)

佐藤 寛議員の一般質問を許可します。

席順も7番で、順番も7番で、ただいま議長から言われましたように質問の許可をいただいて本当にありがとうございます。議長さんに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

私の質問は一括で行いますので、ひとつ私も率直にバシッと全部読んでしまいますので、よろしく御協力のほどお願いします。できるならば、再質問はしなくても済むように市民の皆さんが納得いくような答弁で、ひとつ御協力のほどお願い申し上げます。

1番、農家への支援についてであります。

そして、その中での①番、農作物の被害について。

リンゴ農家からは、鳥獣被害やリンゴ黒星病、台風による強風などで、傷のついたリンゴや加工用リンゴが多く、収入に影響が出るような声が上がっている。市として支援する方法はないか。

そして②番、厳しい融資について。

リンゴ農家の高齢化により、融資条件をクリアできず、金融機関などから融資を受けられないため、経営維持をあきらめ、農家をやめるという人もおります。市で金融機関に対して何か対策できることはないか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、2番、川の中の土砂と樹木の対策についてであります。

近所にある河川が、長年の土砂の堆積により断面が小さくなり、大雨のときや融雪の時期になると氾濫しそうになります。

また、土砂が堆積した場所や河川敷地内に大きな樹木があり、この木にゴミなどが引っかかり川の流れを阻害するため、樹木と共に氾濫する危険性があり、近隣の住民からも改善するよう要望があります。

市内には、たくさんの河川があるかと思われませんが、土砂の堆積や樹木についてどのような対策を行っているかお伺いします。

そして3番、生活が苦しい高齢者の支援について。

年金暮らしをしている高齢者は、年金からいろいろな天引きにより使えるお金が少なく、生活の苦しい高齢者も少なくありません。

このような高齢者の生活を支援するため、例えば灯油代を助成するような支援は考えていないか。

また、一人暮らしの高齢者は、悩みを抱えても相談先へ出向くことができない状況であるため、市が訪問し、相談を聞くなどの対応ができないものか。

近隣の市町村では、宅配業者などと連携して、一人暮らし高齢者の訪問サービスを実施しているようだが、当市では同様の取り組みを行う考えが

ないかをお聞かせ願いたいと思います。

まず私は、1番の農家の支援の対応、このことについてでありますけれども、今、農家が大変な苦しい立場に追われております。熊から始まって黒星病経由で、最後は台風で被害があって傷ついてしまった。特にリンゴ農家が大変です。そこで、これを何とか、何らかの形で市のほうで農家に対して心からの支援ができないものか、対策はないものか、私はこう思っております。

この前に市長さんを初め議長さんなど、県のほうに要望を出していただきましたけれども、その後どのようにになっているのかお聞かせ願いたいと思うんです。そして、できるだけ農家に対してそのような面で手助けをしていただければ、私は農家の人が大変助かると思うんです。ですから、そういうことでぜひお願いしたいと、このように思っております。

それから、何たって、農家の人融資で金融機関などに行くと、農家は農協を頼りにしているわけですが、融資が余りにも厳しすぎて、例えば購買課を利用していない農家には融資しませんとか、あるいは高齢者の方には融資しませんとか、あるいは保証人が3人必要だと。これでは農家の人助かるうにも助かりようがないんです。延長しているもの、今までの支払いが遅れていて、そして、困っているのに延長してもらえないのであれば、それこそ差し押さえが来るって、困ってしまったって農家の人たちはみんなわめいております。

ですから、その面において、例えば融資などについては、事業者であれば県の保証協会が無担保無保証人というのがあって、それをみんな、私なんか使っているわけなんです。うちのほうでも使っているわけなんですけれども、そういうようなことを県のほうに、市で融資しろというんじゃなくて、市で農協とか金融機関などに融資してくださいということではなくて、例えば市で保証してあげるとか、保証制度を若干負担してもいいから、補償金の一部でもいいですからね。あるいは利息の一部でもいいですから、融資を受ける農家に対しては何らかのそういう形があってもいいんじゃないかと思うんです。

そして、それができないのであれば、県のほうとか国のほうへ、そういう面で積極的に農家に対して援助してもらおうとか支援してもらおうとか、そういう融資を受けやすくしてもらおうとか、そういうことでもっと働いてもらいたいんです。今でも働いているわけですが、そういうことをもっとさらに強烈に働いてもらいたいなど。

これは、農家から望んでいるんです。私は農家を相手にしているものですから、農家の人からいっぱい聞くんです。助けを求めているんです、市に対して。ですからこういうことを、農家の皆さんを救ってあげる上でもぜひひとつ積極的に働いてもらいたい、頑張ってもらいたいと思うんです。市長さんも大変でしょうけれども、ぜひひとつ御協力のほどお願いします。

そしてまた先般、川の中の土砂と樹木について建設課のほうで、新屋の

ほうでやってもらいました。その近所の人は、「大変助かりました。」と言っているんです。そのことがそのほかの、例えば私、3年前にも土木課のほうに行って、日沼の地区で川の流れが悪くなっているということで言いましたけれども、その全体的な面においても、ぜひひとつ川の流れがよくなるように県などに働いてもらいたいと思います。

それから、生活が苦しい高齢者は、もう年金からみんな引かれて何も使うものがないんです。お金を使うところがないんです。孫にくれるようなお金もありませんし、自分で病院へ行きたくても払うお金もなくて困っているということで、黙って家に閉じこもっている。そういう人に対して、そういう高齢者がいるところに対してでもいいですので、何とか温かい御支援はないものかと。

例えば私、一つの例を取って言えば、これからどんどん寒くなっていくわけですよね。そこで、灯油を援助してもらいたいと、こういうふうに思っておりますが、灯油の支援ができないものか考えていただけませんかでしょうか。ぜひともお願いしたいと思います。

それから、大変残念なことに、平川市でこの前、あえて名前も町会も言いませんけれども、一人暮らしの老人が知らないうちに亡くなっていたんです。その家で、亡くなった老人の家族は遠方に行ったためにわからなかった。そして、新聞とか手紙なんかずっとたまっていて、近くの人がようやくそれを発見することができた。そして、その家ではどうだかと言うと、墓所はあるんですよ。しかし、墓石を建てるお金がなくて、そのままスコップで穴を掘って埋めてしまったということがあります。そういうところに相談を聞きに職員が行くなり、あるいは職員はできないということであれば宅配業者をお願いしてみるなり、そういうことを考えてはどうかと思うんです。知らない間に亡くなっていたということがありまして、そういうところに、近くの市では宅配業者をお願いしているところもあるんです。ですから、それをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 寛議員の御質問についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、農家への支援についてであります。

農作物の被害について、議員御指摘のとおり、今年度、30年産リンゴについては、リンゴ黒星病の発生や台風による強風の影響で収穫量の減少や傷害果の増加が懸念されましたが、津軽みらい農協及びつがる弘前農協、また、生産者への聞き取りによりますと、品種や規格により若干の増減はあるものの、29年産並みの収穫量を確保できる見込みであるとのことで、ひとまずは安堵しているところであります。

市としては、今後も、病害虫や災害への備えとしてりんご共済や収入保険への加入促進を図り、防風網張りかえ費用の一部助成などを継続することで支援してまいりたいと思っております。

議員のほうから、心からの支援をお願いしたいということではありますが、これは農家個々によってさまざまな状況にあります。その中で、行政として一律に支援できるということはなかなか限られておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

次に、厳しい融資についてであります。

議員御指摘のとおり、高齢化の進行や担い手不足による離農については、リンゴ農家のみならず農業全体の深刻な問題であると認識をしております。

市では、今後も当市の基幹産業である農業の経営維持と発展に向け、できる限りの支援をしてまいりたいと思っております。

農業経営者への融資につきましては、農協などの民間融資機関が実施する農業経営の規模拡大や経営改善のための農業近代化資金、日本政策金融公庫が実施する経営改善のための長期資金として農業経営基盤強化資金や経営体育成強化資金がございます。

市としては、借り入れに際し必要な農業経営改善計画の相談などには応じてまいりますが、各資金借り入れには当然ながらさまざまな条件がありますので、御理解をいただきたいと思います。

信用保証協会の話も出ましたが、信用保証協会を通して借りる場合でも、さまざまな制限をクリアしないと保証協会のほうで保証するというにはなっておりませんので、全ての人に対して保証ができるということではないということもまた御理解をいただきたいと思います。

次に、川の中の土砂と樹木の対策についてお答えをいたします。

市内には22の河川があり、述べ延長が157.6キロメートルあります。このうち、約9割以上の145.3キロメートルを県が管理し、12.3キロメートルを市が管理しております。

議員御指摘の河川の土砂排除、河床整理、雑木伐採などの件については、行政委員初め市民からも多数の要望がありますが、そのほとんどは県管理区間となっております。市ではこれらの要望を受け、毎年度、現場調査と要望調書を県へ提出しており、今年度は引座川を含め6河川9カ所の土砂排除、また5河川7カ所の雑木伐採を要望しております。

県においては、他市町村からの要望とあわせ、限られた予算の中で、緊急性や地域の実情を考慮し計画的に実施していると聞いております。今後とも地域の実情を踏まえながら、河川の土砂排除及び雑木伐採の実施については県に強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、高齢者の支援についてお答えをいたします。

まず、灯油代の助成について、市では過去に、住民税非課税世帯の高齢者や障がい者等を対象に冬季暖房に必要な灯油の購入費を助成したことがあります。いずれも国や県の補助金等を活用して実施しており、市単独での実施は厳しい状況にあるため、現段階では考えておりません。

次に、一人暮らし高齢者世帯への訪問相談ですが、市の職員が全ての一人暮らしの高齢世帯に訪問するということは、現実的には難しいと考えて

おります。

市では、健康センター内に地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその御家族の方からの相談を受けており、その内容に応じて関係機関へつなげるサービスを行っています。

また、市内5カ所にある在宅介護支援センターへ委託し、各地域でも対応できる体制を整えており、行政委員や民生委員・児童委員などの地域の方々や、医療機関、介護サービス事業者などからの依頼により、支援を行うことができるよう窓口を広げて対応をしております。

相談の内容や状況に応じて市の職員が訪問し、お話を伺うことができますので、一人で思い悩むことがないように、どの相談窓口からでもかまいませんので、まずは御連絡をいただきたいと思います。

宅配業者等と連携して高齢者を訪問するサービスについて、当市における取り組みとしては、生活協同組合コープあおもり及び津軽保健生活協同組合との間で『高齢者等見守りの取り組み』に関する協力協定を平成26年12月に締結し、訪問時の見守りを行っています。高齢者世帯等への食材などの配達時に異変を感じた場合、市の地域包括支援センターに連絡が入る仕組みとなっております。

今後とも高齢者に対する相談窓口の周知と、見守りなど生活支援サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

佐藤 寛議員。

○議長

○7番

(佐藤 寛議員)

答弁、納得しました。本当にありがとうございました。

ただ、私、思うのは1番の農産物の被害のことで、私も仕事柄あるいはうちのほうで加工用のリンゴを買っているものですから、息子から言われて留守番したときとか、あるいはたまたま弘果の市場へ行くんです。相場見に行ったり、どういうふうな流れで売られているかと。最初の有袋のときの、最初の子の有袋のときですよ。最初の場合は、ガス冷に入れるために業者が無理な高い値段で買っていたと。例えば6,000円、7,000円が通常であったと、有袋の場合。ところが、ガス冷が満タンになった途端に極端に価格が下がったんです。有袋の子でさえも4,000円台から5,000円台になって、そして最終的に無袋の子が3,000円台から4,000円台ぐらいに価格が落ち込んだ。

そして、弘果の常務さんともお話したりして、そうしたら、何かいいリンゴは極端に少なくて困ってしまったって。例えば広船の農家なんか、いつも例えばうちのほうへ500箱ぐらい持ってくるのに、今年は110何箱しか持ってこなかったって。それも、常務さんが聞いたら、そういうふうに答えたんだそうです。全部で100何十しか、つまり3分の1しか持って来ないということなんです。だから、農家が支障を来すわけです。生活していけないという。

そこで、その方がうちへ加工用のリンゴを持ってきたんです。そうしたら、「じゅっくどジャムばりだじゃ、佐藤さん。ねさ来るリンゴばりだ。な



んも市場さ行ったったって、おいのリンゴは4,000円いくがいかねがだいろ。しかもよ、全部でおいでっきゃ3割か4割しかいがねじゃ。農協さいぐねリンゴばり行って、農協さいぐねリンゴやって、ねさジャムばり半分も来て、そして弘果さ本当にいいやつよ、なんも3割かなんぼしかねえじゃ。困ってまったじゃ。」って口説いている。そういう農家ばかりです。

それから、「黒星病で4回も薬余計かけた。大変だ。なんも農協さ今度は、結局は借金背負うにじえんこ借りに行かねばまねでばな。それで今度困っている。融資も難しくなってきたし、困った。」っていう人もいます。

リンゴの価格は決していいものではなく、そして、上物が3,000円から4,000円台のリンゴでも数多くあればいいんですが、3割か4割程度しかなかったと、農家の人がそういうことをわめいているんです。ですから、そういうことについてつけ加えて申し上げておきます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長

7番、佐藤 寛議員の一般質問は終了しました。

第8席、2番、工藤秀一議員の一般質問を行います。

工藤秀一議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

工藤秀一議員、質問席へ移動願います。

(工藤秀一議員、質問席へ移動)

○議長

工藤秀一議員の一般質問を許可します。

○2番

(工藤秀一議員)

おはようございます。第8席、議席番号2番、誠心会、工藤秀一です。議長の許可を得ましたので、順次一般質問をさせていただきます。

1. 防災行政無線について。戸別受信機の活用についてでございます。1日目の一般質問で佐藤 保議員が個別受信機及びラジオ機能受信機について質問されましたので、同じ答弁と思われまますので割愛させていただきます。

一つだけ質問させていただきます。福祉安心電話を活用し、防災行政無線と連動また連携できないのかお伺いいたします。

福祉安心電話サービス事業実施要綱第2条、目的では、社会福祉法人青森県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が相互に連携・協働してネットワークを構築し、地域で安心・安全に生活できるよう支援することを目的として実施する。第3条、運営主体は県社協であります。第5条、関係機関との連携は、社会福祉、保健衛生、教育、医療等の各関係機関・団体との連携を十分に図るとともに、必要に応じて県段階における各関係機関・団体との懇話会を開催するなどにより本事業の実施体制の整備に努めるものとする。第6条、加入者、(1)ひとり暮らし高齢者等世帯、(2)高齢者等のみの世帯、(3)介護を必要とする高齢者等と同居している世帯、(4)その他、県社協会長が本事業の対象とすることを必要と認めた世帯となっております。

福祉安心電話を活用し、防災行政無線と連動、連携することにより、高

齢者の方々など災害弱者の方々により細かく防災情報を行き渡らせることができるものと思われます。まさしく安心電話であります。社会福祉協議会と協議、検討していただければと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤秀一議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御提案の災害弱者に対する情報伝達手段につきましては、現在の関係機関と連携した避難支援体制や民間が提供する情報提供サービス等の内容を踏まえながら、その方策やあり方について今後関係機関と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長

工藤秀一議員。

○2番

どうも御答弁ありがとうございます。

(工藤秀一議員)

11月30日現在、平川市では平賀56台、尾上16台、碓ヶ関16台、計88台設置されております。設置費は66,000円、月会費1,000円、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、低所得者など、市町村ごとに補助制度があり、当市は設置費、月会費とも無料となっております。ぜひ実現できるよう協議していただければと思います。

また、東京都足立区にあだち安心電話があります。あらかじめ登録した電話番号に自動音声によるメッセージを送信。「中川が氾濫の恐れがあります。中川小学校の避難所を開設しました。どのように避難するか確認しますので、次の質問にお答えください。避難所に避難するは『1番』、自宅の2階以上に避難するは『2番』、後で回答するは『3番』を押してください。」登録者は電話のプッシュボタンで番号を回答するというシステムの概要となっております。あわせて検討していただければと思います。

次に、2の災害時の碓ヶ関地域避難所について質問をさせていただきます。

碓ヶ関地域は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が多数あり、過去の災害では、昭和41年8月12日の豪雨、平成3年9月28日の台風、平成25年9月16日の豪雨等があり、川の氾濫、堤防の決壊、橋梁の流失、浸水、崖崩れの大きな被害を受けております。近年、日本各地で記録的集中豪雨、台風、地震の発生があり、甚大な被害が出ております。地域住民から避難所について不安視する声があることから5つ質問をさせていただきます。

①集中豪雨によりダムの緊急放水の可能性もあり、平川の氾濫も考えられ、指定避難所の碓ヶ関温泉会館は、洪水、浸水では適となっておりますが、平川から近く2階もなく浸水のある可能性があります。いかがかお伺いいたします。

②平川を挟んで東側高速道路側に避難所が集中し、西側国道7号線側には避難所がなく、川の氾濫により橋を渡れなくなる可能性も考えられます。道の駅の改修に伴い、2階建ての避難所を考えられないかお伺いいたします。

す。

③碓ヶ関小学校が、碓ヶ関中学校と併置校の計画で体育館が一つとなり、収容可能人数が減となります。住民全てが収容可能なのか、各避難所の収容可能人数をお伺いいたします。

④船岡集会所が廃止となり久吉集会所が移転新築の計画ですが、船岡、久吉の住民が全て収容可能なのかお伺いいたします。

⑤古懸地区公民館は地震では不適となっておりますが、改修改築の計画があるのかお伺いいたします。

以上5つ、御答弁をお願いいたします。

市長。

災害時における碓ヶ関地域の避難所についてお答えをいたします。

まず、全ての御質問に共通する当市避難施設の考え方について御説明を申し上げます。当市では、現有する公共施設等を指定避難所及び指定緊急避難場所としており、これは地域ごとではなく市全体で活用するための避難施設として指定しているものであります。また、避難勧告等の発令時においては、市では災害から住民を保護するため、危険区域内の住民を適切に安全な地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し避難者を保護することとしております。この場合においては、安全な避難場所を明示し避難誘導を行うことにしております。

個別の質問につきましては総務部長より答弁させますが、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合においては、地域防災計画に示された対応を迅速かつ適切に進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。私からは以上です。

総務部長。

工藤議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目、碓ヶ関温泉会館の運用についてであります。現在の県による浸水想定区域の判定では、碓ヶ関地域全体において浸水害の危険性が確認できないことから、温泉会館につきましても洪水時等の避難場所の指定をしているところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり昭和41年8月の集中豪雨のように想定を超えた豪雨災害となり、またはそのおそれがある場合においては、危険性を判断の上、温泉会館に避難場所を開設せず、別の公共施設等への避難を市が誘導することとなります。

次に、2つ目の道の駅の避難所としての活用に伴う改修についてであります。議員御指摘のとおり、現状では碓ヶ関地域においては国道7号線側に避難施設がない状況となっており、また河川の氾濫時においては、避難のために橋を渡ることは危険であることは承知してございます。現在、道の駅につきましては避難施設に指定されておりましたが、このような状況も踏まえ、今後は指定管理者側と調整の上、地震災害も含めた避難施設として運用できるよう検討してまいりたいと考えます。なお、道の駅の1階部分が被災する規模の洪水が発生するおそれがある場合は、市は早い段階

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

で避難勧告等を発令し、安全性を考慮の上、その他の公共施設へ避難を誘導いたします。このため、現状では2階への避難を想定した改修等を計画することは困難と考えますので、御理解をお願いいたします。

また、3つ目の碓ヶ関小学校を併置校とした場合の住民の収容人数等についてであります。極端な例として、併置化に伴い、仮に現在の小学校施設による収容人数がゼロとなるものとみなした場合であります。碓ヶ関地域その他の公共施設による収容可能人数は1,930名となり、現在の碓ヶ関地域の人口2,337名に対しましては過少なものはなっております。しかしながら、仮にそのような状況となった場合、市全体の災害状況や避難施設の被災状況等により判断し、避難者の受け入れ先を調整することになります。

同じく、4つ目の船岡地区、久吉地区の住民の収容についても、同様に地区や地域の垣根を越えた調整を想定しているものでありますので、御理解をお願いいたします。

最後に、5つ目の古懸地区公民館についてであります。議員御指摘のとおり耐震診断の結果を踏まえ、地震災害時の避難施設としては不適とする運用としているところであります。よって、地震発生時は避難勧告等を発令し、安全性が確認できたその他公共施設への避難を誘導し、緊急避難を行っていただくこととなります。なお、耐震化を目的とした改修、改築につきましては、町会と相談しながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

工藤秀一議員。

どうも御答弁ありがとうございます。

3年前の災害で平成27年常総市鬼怒川の水害は、まだ記憶に残っていると思います。その検証報告を見ますと、避難所の開錠開設、受け入れ準備に時間を要したため、避難勧告を飛び越して避難指示を出しております。避難所では車で避難する人が多く駐車スペースはなくなり、避難所は満員となり、校庭は10センチメートル程度の浸水があり、職員は濡れながら避難者を誘導したとされております。

今後の改善への提言では、水害、震災など災害種別、発生時刻、発生位置、災害程度に応じて、取るべき非常時の人員配置と平常時の人員配備を明確にし、職員一人一人の配置換指示が詳細性を有する対応が必要とされております。常総市の検証結果からも、避難所の開錠開設、人員配置は一人一人詳細に誰が開錠するのか、誰が避難所の対応に当たるのか明確にさせていただき、住民の安全に努めていただきたいと思います。

最後に、道の駅周辺では、平成24年8月6日の集中豪雨により白沢川、相沢川の氾濫による床下浸水がございました。道の駅の2階建ても検討するべきと思われます。また、久吉地区については災害時に孤立対策を要する地区となっております。避難所は久吉集会所のみでほかの施設はなく、住民全ての収容は不可能であり、対策が必要と思われます。さらなる検討

○議長

○2番

(工藤秀一議員)

をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

2番、工藤秀一議員の一般質問は終了しました。

11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

○議長

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○1番

(工藤貴弘議員)

おはようございます。

ただいま議長より一般質問を許されました、第9席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。

それでは、通告にしがいまして順次質問していきますので、よろしくお願いたします。

まず、平賀駅前・柏木町地区の浸水対策事業についてお尋ねいたします。

①の事業内容についてであります。

平成25年9月に発生した台風18号は、市内全域に大規模な豪雨災害をもたらしました。ピーク時には1時間当たり最大雨量31ミリメートルを計測し、2日間にわたり降り続けた雨の総量は211ミリメートルと過去最大の記録でございます。

これにより、米やリンゴを初めとする農作物への農業被害、道路ののり面・路肩崩壊による土木被害、さらには市内を流れる複数の河川で決壊・氾濫が続出、また側溝や用排水路の排水能力が限界を超えたことで、今回取り上げる平賀駅前・柏木町地区も含めまして多数の床上・床下浸水被害が生じました。

このような台風による被害のほかにも、近年、短時間に局地的な大雨が降るゲリラ豪雨がたびたび発生しており、その際にも水路の氾濫による道路や住宅への冠水被害が問題視されているところです。

そうした中で、市は平賀駅前・柏木町地区の浸水対策として平成27年より調査を開始し、複数の対策案を立てられたと聞き及んでおりますが、それらの対策案は具体的にどのようなものであるのか、また、現在どの対策案で浸水対策事業を進められているのかお知らせください。

次に、②の周知であります。

浸水対策事業を進めるに当たり、実際に被害に遭われた方や、また、直接被害に遭われていないとしても地域防災の観点から、関係する町会の方々

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

への周知が最低限必要であると考えています。市としてはどのようにその周知に努めていくのかお知らせください。

市長、答弁願います。

工藤貴弘議員御質問の平賀駅前・柏木町地区の浸水対策事業について、まず事業内容についてお答えをいたします。

議員御指摘の中にありました平成25年発生 of 台風18号による豪雨災害につきましては、市内においても公共土木施設、農地・農業用施設に1,000カ所を越える被害があったことは、記憶に新しいことと思います。このときの雨量観測としては、国土交通省が設置している唐竹の観測所で、1時間に20ミリメートルを越える雨量が4時間継続し、総雨量が144ミリメートルとなりました。

また、このほかにも短時間で局所的な豪雨が多発し、中でも恒常的に浸水被害のある区域が柏木町・本町地区であり、床下浸水、床上浸水などがたびたび発生しているところです。

市では、市街地の住宅地であるこの地区の被害原因と対策について、平成27年度に基本調査を実施したところであります。この調査結果による対策案としては、3カ所の整備が必要となっております。

まず1カ所目が、主要地方道大鰐浪岡線の東側から柏木町方向へ流入させない上流部対策。

2カ所目が、前田堰へ集水された雨水を柏木町のオダギリガソリンスタンド前交差点から六羽川へ直接排水する浸水部対策。

3カ所目が、前田堰の下流である田本商店付近から小和森の五郷川までの側溝改修を行い、排水能力を向上させる下流部対策であります。

この基本調査の後、平成29年度に下流部対策の実施に向けた詳細設計を行い、今年度から一部工事に着工している状況であります。

また、この下流部対策の中には県道弘前平賀線も含まれますが、県においても事業調整しながら進めているところであります。

今後、平川市の「安全・安心なまちづくり」の基本政策に基づき、雨水対策として効果のある事業展開を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、周知方法についてお答えをいたします。

浸水対策全体にかかわる関係者への事業説明会は、上流部対策及び浸水部対策事業の施工が不透明であるため、現在まで開催されておられません。

今年度施工中であります平賀地区浸水対策工事につきましては、請負業者が決定した際に、小和森町会長や関係団体等には工事内容等を連絡しており、また、工事区間に隣接する住民に対しては今後毎戸にチラシを配布し、工事に対する協力をお願いすることとしております。

議員御指摘の被害に遭われた方々への周知については、今後、行政委員連絡会議、まちづくり懇談会、広報紙やホームページへの掲載、関係町会へのチラシ配布等を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長  
○1番  
(工藤貴弘議員)

以上です。

工藤貴弘議員。

まず、②の周知について、私から意見を述べさせていただきます。

今、市長の御答弁では関係する小和森町会、また、行政委員連絡会議、まちづくり懇談会、広報紙、ホームページ等を通じて広く周知に努めていくということでした。ぜひ、被害に遭われた方、そして関係する町会の方に対してしっかりとした情報提供をしていただくことをよろしくお願いいたします。

それでは次は、再質問に移っていきます。①の事業内容についてでございます。

ただいまの御答弁では、少し整理しますと、浸水地域のいわゆる上流部に位置する荒田堰に新規の排水路を設けまして枇杷田川へと排水する上流部対策案、そして次に、浸水部にありますオダギリ商会付近の交差点を起点として弘南鉄道の軌道部、つまりレールを下越しして平賀西中学校方面の農道を通るルートに、ここにも新規排水路を設けて六羽川へと排水する浸水部対策案、最後に、田本商店交差点を起点として小和森児童公園前までに新規排水路を設けて五郷川へと排水する下流部対策案の3つ、対策案として検討していたということでした。そして、市としては下流部対策案を採用しているとの御答弁でした。

この下流部対策案を選択した理由をお知らせください。

○議長  
○建設部長  
(木村雅博)

建設部長。

3カ所の対策案の中で、下流部対策から着手した理由についてお答えいたします。

浸水対策事業の全体計画としては、先に述べた3カ所の整備であります。それには多額の事業費と時間を要します。そこで、第一段階として、現状の雨水の排水形態が前田堰への流入が集中していることから、受ける側の前田堰の排水能力を向上させ水位を下げることが第一優先と捉え、まずは下流部対策から着手したところであります。

これまでの浸水状況を見ますと、前田堰の水位が上昇し、それに接続している上流側の水路が排水できず冠水しております。3カ所の対策案の中で、この解消には下流部対策が最大の効果としてあらわれるものと考えられ、3カ所の全体整備完工までの被害軽減措置として最良であると考えております。

また、上流部対策及び浸水部対策については、県が管理する河川へ直接排水する計画となっており、これについての可否や河川協議などに時間を要することや、河川までの排水経路についても検討の余地が残されていることから、それらの諸問題の解消を含め、下流部対策を実施しながら詳細に計画してまいります。

○議長  
○1番

工藤貴弘議員。

ただいまの御答弁では、3つある対策案の中で下流部対策案を選択した

(工藤貴弘議員)

のは、全体でやろうとすれば多額な費用、そして時間が要すること、また、県との調整等もあるために、対策を迅速に進めていくためにはこの下流部対策案が一番効果的であるという御答弁でございました。これには私も納得いたします。

では、この再質問ですが、この下流部対策案の工期のスケジュール等についてお知らせください。

○議長

建設部長。

○建設部長

今回進めております対策案の工期のスケジュールについてお答えいたします。

(木村雅博)

下流部対策事業は、今年度から平成32年度までの3年間で市道部約260メートルを整備予定としており、事業費は約1億1,300万円となっております。今年度は既に対策工事として側溝整備82.9メートルを発注済みであり、11月29日に成田建設株式会社と請負契約を締結し、今年度の工期は3月25日までとなっております。

県道部分に関しましては、今年度に詳細設計を実施しており、速やかに工事に着手できるよう県に要望しているところでございます。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

下流部対策については、今年度から既に着手しているということでございます。

(工藤貴弘議員)

私からは、最後に意見を申し上げます。

この浸水対策事業において全体的な改修をするにはやはり、先ほどもありましたように多額の費用、そして期間、さらには県や関係先との調整があるということで、今回採択されました下流部対策案は、現実的な最善を尽くされた浸水対策であるのかなと思っております。対策に当たられた職員の皆様の御努力にまずは感謝したいと思います。

また、今後こういった浸水被害等があった場合には、なるべくまた迅速かつ丁寧に対応していただくことをお願い申し上げまして、この項目の質問は終わります。

次に、自主避難所の体制についてお尋ねいたします。

今年は大型台風の発生が相次ぎ、合わせて8つの台風被害が激甚災害指定されるなど、全国各地に大きな傷痕を残しました。

本県にも大型台風が複数回接近しており、その都度、農業被害や各種イベントの中止、また、休校になるなど、市民生活へさまざまな影響を与えたことは記憶に新しいことと存じます。

今年の台風は平成3年、私が小学1年生のときに津軽地域へ大きな被害をもたらした台風19号に酷似した勢力と進路を取るものがあり、結果として被害は予想よりも軽微に終わったものの、市民の不安感は例年になく高まっていたものと思っております。

市では、9月上旬の台風21号、同下旬の台風24号、10月上旬の台風25号、以上3つの大型台風の接近に伴い、平賀地区では健康センターに、尾上地



区では尾上地域福祉センター、碓ヶ関地区では温泉会館の3カ所に自主避難所を開設いたしました。多少の変動はあるものの、おおむね30名程度の方が毎回避難されていたようです。

これら自主避難所の開設に当たり、その開設基準となるものや職員体制はどのようになっているのか、さらには、避難所の機能としてどのようなものがあるのかお知らせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

御質問の自主避難所の体制についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御承知のとおり、今年は台風接近に伴い、当市では3回、健康センター、尾上地域福祉センター、碓ヶ関温泉会館の3施設に自主避難所を開設し、延べ97名の自主避難者の受け入れを行いました。

この自主避難所の職員体制において、今年の台風第25号を例に挙げますと、健康センターに5名、尾上地域福祉センターに2名、碓ヶ関温泉会館に4名の計11名の職員を配置しており、あわせて、避難者の健康管理等に配慮できるよう、各施設には保健師も配置し対応を行っております。

この自主避難所の開設基準については、避難勧告等の発令には至らないが台風の上陸や接近するおそれがあり、早い段階から自主的に避難を行おうとする市民の不安を取り除くために、一時避難場所として開設しているものであります。このため、開設時期につきましては、台風の規模や進路状況等により総合的に判断して決定をしております。台風の暴風域が過ぎ去ったなど、危険が回避され安全性が確認された場合は閉鎖することとしております。

また、豪雨災害等により強制避難を促す避難指示・勧告等の発令時とは異なり、本人の意思に基づく早い段階での避難行動となることから、避難者においては、飲食物や身の回りの物等は全て各自で準備していただくこととしております。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

職員体制について、少しその内訳を知りたいのですが、保健師さんの数が何人いらっしゃるのか。そこ、まず御答弁をお願いします。

そして、自主避難所の開設に当たりその周知方法が、私は重要なポイントになってくると思っております。市ではどのように周知しているのかお知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

まず、保健師の数でございますけれども、台風25号を例に取りますと10月6日、7日の2日間にわたるのですが、健康センター、尾上地域福祉センター、碓ヶ関温泉会館それぞれに1名ずつ、合計3名の保健師を配置しております。

それから、自主避難所を開設した際の周知方法でございますけれども、自主避難所を開設する場合は、市内全域へ市防災行政無線及び市ホームページ、防災情報メール等で周知しております。

- 議長 工藤貴弘議員、マイクにもう少し近づくか、もう少し大きな声でお願いします。
- 1番 (工藤貴弘議員) 今の御答弁では、保健師の方が1名それぞれ配置されていたとのことでございます。そして、周知についても、防災無線や市のホームページ、あるいはメールによって周知しているということございました。
- 災害時や災害発生のおそれがある場合、自力での避難が困難であり、迅速かつ円滑な避難を図る際、特に支援を必要とする避難行動要支援者の方々がいらっしゃいます。具体的には、65歳以上のみの世帯、1級から3級の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級から2級の精神障がい者、要介護認定3以上、難病というふうに区分されています。重複該当する方もいらっしゃいますが、本年10月時点での本市の対象者は6,102名とのことでございます。
- こうした避難支援が必要な方々に対し、自主防災組織や消防団、あるいは民生委員や社会福祉協議会、さらには消防署や警察署といった関係機関と連携し、自主避難所ではありますが、その個別の呼びかけを行っているのかお知らせください。
- 議長 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 (三上裕樹) 災害時等の関係機関との連携についてお答えをいたします。
- 自主避難所を開設することとなった場合、市社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、ほのぼの交流協力員の協力を得ながら、支援が必要な方へは個別に自主避難所の開設を周知しております。
- なお、個別周知の対象者は、避難行動要支援者名簿等に登録された1,058人のうち468人となっております。以上でございます。
- 議長 工藤貴弘議員。
- 1番 (工藤貴弘議員) 自主避難所開設に当たりまして、前述しました避難行動要支援者や妊産婦や乳幼児、あるいは外国人も含めた要配慮者と呼ばれる方たちの利用はこれまでにあったのかお知らせください。
- 議長 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 (三上裕樹) 要配慮者の利用の状況についてお答えをいたします。
- 議員御質問の支援や配慮が必要な方の利用につきまして、今年度は3回の避難所開設において延べ51人となっております。この内訳は、65歳以上の高齢者が延べ20人、障がい者が延べ3人、要介護者が延べ28人となっており、妊産婦の利用、外国人の利用等はございませんでした。以上です。
- 議長 工藤貴弘議員。
- 1番 (工藤貴弘議員) ただいまの御答弁では、65歳以上が20名、障がい者の方が3名、介護を必要とする方が28名という御答弁でございました。
- 最後の質問になりますが、自主避難所の機能や性格が、避難勧告等により開設されます指定避難所や指定緊急避難場所と異なるということは、私も理解しております。
- しかしながら、自主避難所に対する需要は、避難行動要支援者や要配慮

者といった緊急時に支援や配慮を必要とする人であればあるほど高いはずであり、今後、かつて猛威をふるったリング台風のような大型台風の接近が予測された場合には、命を守るため、安心を得るため、自主避難所を頼る方の増加が予想されるのではないのでしょうか。その際、現状の職員体制、特に保健師が1名では、支援を必要とする方への対応が不十分になってしまうことが懸念されます。

限られた人員の中でさまざまな事態に備えなければならない職員の皆さんの大変さはわかりますが、果たして現状の自主避難所の体制が利用者の安心と安全に資するものであるのか、市の御見解をお示してください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

自主避難所の職員体制につきましては、県内各自治体の例を見ますと、1施設当たり1名から3名としているところが大半となっており、自治体によっては保健師を配備していない例もあるようでございます。そういう意味からは、平川市は体制的には準備をしているほうではないかなといふうふうに思っております。

また、議員御指摘の要配慮者の方への対応につきまして、当市では、基本的に自立している方を対象として受け入れを行っております。このため、利用者の安心と安全に資するよう、身体的補助が必要な避難者には、開設の周知の際に、補助できる方の同伴をお願いしているところであります。

災害が起り得る状況によって、この体制というのはまた変わってくると思いますが、現状の自主避難所の体制といたしましては、避難者数から見ても適当であるのではないかなというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

市長からの御答弁では、職員体制についても通常といいますか、他の自治体では1名から3名、また、保健師を配置していないところもあると。そういったところと比べれば本市の職員数は多いほうであり、そして、保健師も必ず配置している。そういった点で、自主避難所利用者の方へのケア、対応ができるというような趣旨の御答弁であったかと思えます。

ただ、私が知る限りでは、自主避難所の体制について今回、今年利用された方の中には、自主避難所だから仕方ないのかもしれないけれども、あまりにもただその場所にいるだけだという感じで、布団とかもありませんし、食料ももちろん自分で、自主的な避難でありますから自分で用意しなければいけないんですけれども、そういった設備、機能であるために帰られたという方がいると聞いております。

また、先日、防災関係の研修会に参加しましたところ、市内在住の障がい者団体に所属している高齢の単身で暮らしている女性の方と話す機会がございまして、その方に自主避難所のほうに何かあった場合は避難されているのかというふうにお聞きしたところ、私はああしたといいますか、布団もなく、あまり丁寧な対応というわけではないんですけれども、あまり

設備が整っていないところに行っても何も変わらないと。それよりも自分の住みなれたところでひとりであるほうがいいんだという声も聞かれました。

そうした受けとめ方をする方がいらっしゃるということを一言述べさせていただきます、この質問は終わります。

次に、インフルエンザ予防接種の助成拡充についてであります。

県は先月29日、青森県がインフルエンザの流行期に入ったと発表しました。平年よりやや早く、昨シーズンよりも一週間ほど早まっているとのことです。県感染症発生動向調査によれば、20歳未満の報告が9割以上を占め、本市でも、10月中旬の金田小学校1年生を皮切りに、先月末の大坊小学校1年生、そして、つい先日も竹館小学校1年生で学年閉鎖するなど、例年よりも前倒しする形でインフルエンザが学童の間で流行しています。また、学級・学年閉鎖等に至らずともインフルエンザが流行した学校もあり、保護者たちは今シーズンのインフルエンザ感染拡大に神経を尖らせています。

そのインフルエンザの有効な予防方法として、厚労省が公表している「平成30年度インフルエンザQ&A」では、手洗い・うがいの励行、適度な湿度の保持、適切な休養と栄養摂取とあわせて流行前のワクチン接種を奨励しています。

ワクチン接種によって、その発症の可能性を低減させる効果が一定以上期待されるとともに、発病した場合であっても肺炎や脳症などの重い合併症による重症化の防止に有効であることが今日では広く知られております。また、そのような重症化に至らずとも、ワクチン接種により発病後から完治までの期間と症状が緩和されることから、核家族化と共働きが進展する現代社会において、子供の健康を守り、円滑な社会生活を営む上でワクチン接種の重要性は高まってきているものと考えます。

しかしながら、インフルエンザワクチンの予防接種は保険適応外の自由診療であり、その費用は医療機関によって異なります。子供のワクチン接種費用について、市内の実施医療機関では最安値が2,000円、最高値が4,400円、平均的にはおおむね3,000円から3,500円の間を設定しているところが多いようです。また、医療機関によって確保するワクチン数に当然違いがありますので、必ずしもその最安値で接種できるとは限りません。

これに加えて、大人のワクチン接種費は子供より高く設定されている場合があり、多子世帯では1シーズン当たりの費用が高額となり、これもまた家計を圧迫する要因の一つとなっています。

こうした背景から、子育て世代の負担軽減を図るため、法的には公費負担されない任意接種でありながら、子供のインフルエンザ予防接種に対して独自に助成をする自治体が全国的に増加しています。

県内でも多くの自治体がこの取り組みに着手しており、本市でも、未就学児インフルエンザ予防接種費助成事業として、生後6カ月以上の乳幼児

に対して1回につき1,000円を2回分まで助成しております。あくまで任意接種であるために、県内でも同様の助成事業を実施していない自治体もあり、それらと比較すれば本市は恵まれた状況にあると言えます。

しかし、本市と近隣市町村との助成について、対象となる年齢要件や実際の助成額の面で優位となっている自治体もあるため、保護者からは助成事業の拡充を求める声が挙がっています。

具体的な例を挙げると、中弘南黒地域では全ての自治体で助成を実施しており、全村民無料の西目屋村は特殊な例としても、田舎館村では中学3年生まで1回につき2,000円かつ13歳未満は2回分、そして、お隣弘前市でも対象年齢は同じですが1回分を上限なしで助成しています。県内10市にも目を向けますと、むつ市では小学6年生まで1回分2,000円、つがる市では中学生まで1回につき4,500円かつ13歳未満は2回分まで助成しております。

私としましても、インフルエンザ予防接種は子供たちの健やかな成長と子育て世代の負担軽減に資するものと考え、本事業の拡充を求めてまいりたいと思います。

以上を踏まえて、順次ただしてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

まず、①現行の助成事業実施に至る経緯についてお尋ねいたします。

本市が独自に助成している未就学児インフルエンザ予防接種費助成事業の実施に当たり、対象年齢や助成額の決定に慎重な議論を積み重ねてきたことと推察いたしますが、その経緯についてお知らせください。

次に、②インフルエンザ助成拡充についてお尋ねいたします。

厚労省はワクチン接種によって高い抗体化の上昇を得られることから、免疫力の低い13歳未満に対しては2回接種を奨励しています。

しかしながら、インフルエンザ予防接種は保険適応外であり、また現行の助成制度では未就学児までが対象であるため、多子世帯や特に小学生以下の子供を抱える家庭では、2回接種による家計への負担が大きいと感じています。

市が助成する未就学児ワクチン摂取の過去3年間の実績を見ると、1回目摂取が約61%から約67%であるのに対し、2回目接種は約53%から約58%へと減少しています。保護者の中には2回接種の有効性を知りながらも、家計への負担感から1回のみ接種に控える方もいらっしゃいます。

こうした事情を思うに、私は最低限、現行の未就学児までの年齢要件を13歳未満まで拡充すべきではないかと考えますが、その場合の事業費についてお知らせください。

市長、答弁願います。

工藤貴弘議員御質問のインフルエンザ予防接種の助成拡充についてお答えをいたします。

当市における未就学児インフルエンザ予防接種費助成事業は、生後6カ

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

月から7歳未満までを対象とし、平成26年度から実施しています。他市町村の状況を見ると、当時は県内で5カ所、そのうち津軽地区においては弘前市と西目屋村が当時は実施しており、当市においても免疫力の低い幼児の重症化予防を目的として始めたものであります。

既に、定期予防接種となっていた高齢者へのインフルエンザ予防接種につきましては、当市においても接種費用の助成事業を実施しており、一人につき1回2,000円の助成をしております。

厚労省は、免疫力の低い13歳未満は2回の接種を勧奨していることから、未就学児については、一人につき1回1,000円の2回分を助成額とし、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の助成額と同額にしたという経緯があります。

次に、助成を拡充した場合の事業費についてお答えをいたします。

平成29年度の実績によりますと、未就学児の対象者は1,271人で、接種回数別では1回目が858人、2回目が717人の延べ1,575人で、助成額は157万5,000円でありました。

13歳未満まで拡充した場合の事業費ですが、平成30年度の対象人数で2回の接種を受けた場合で試算すると、対象者は未就学児が1,415人、小学生が1,437人、計2,852人でありました。対象者全員が2回接種した場合は570万4,000円となり、287万4,000円の増額となります。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいまの御答弁では、仮に13歳未満まで対象年齢を拡大し、それぞれが2回接種した場合の人数が2,852人、そして事業費は約570万円程度ということでした。

この対象年齢の上限を引き上げた場合の事業費が、市の健全な財政運営をなす上で大きな支障となるものなのか、市の御見解をお示してください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

このインフルエンザワクチンの助成事業を13歳未満まで拡充する場合、市の財政運営に直接的な影響を及ぼすのかどうかという御質問でございますが、現在の財政状況を見ますと、直接的に財政運営に影響を及ぼすものではないと思っております。

ただ、財政を運営していく中であって、経常収支比率というのがございますが、このいわゆる毎年同じようにかかっている経常収支、これは人件費や光熱水費などさまざまありますが、これが高くなっていくことによって財政の硬直化を生むということがございます。つまり、新たな事業を展開するとか、本当に必要なものを展開していくとか、そういうふうなことができかねる場合がありますので、今、直接的に財政運営に影響を及ぼすものではありませんけれども、毎年行っていくというふうなことになるのであれば、財政の経常収支比率を上げて、財政の硬直化につながる一因となるものと考えております。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番  
(工藤貴弘議員)

今の市長の御答弁では、現時点では直接的な影響はないだろうと。しかし、経常収支比率の硬直の一因となる可能性があるという御答弁でありました。

これはこれで一度切って、次の再質問にまいりたいと思います。  
安全面に対する質問でございます。

国が公表している平成29年10月1日から平成30年4月30日までの「インフルエンザワクチンの副反応疑い報告状況について」によりますと、その期間中にワクチンを接種したと推定される人数およそ5,000万人のうち、医療機関から副反応がワクチン接種と関連していると指摘されたものが139件報告されています。重篤と報告されたものが42件で0.00009%、さらに重篤な状態から死亡に至ったケースが3件の0.000006%と、極めて少ない確率ではありますが報告されています。

市としてワクチン接種による副反応の危険性をどのように認識しているのかお知らせください。

○議長  
○健康福祉部長  
(三上裕樹)

健康福祉部長。

インフルエンザ予防接種の副反応の危険性についてお答えをいたします。  
当市においては、過去に副反応の事例はございませんけれども、今、議員のほうから御紹介があったように、国では副反応の報告があるということから、常に起こりうる危険性があるというふうな認識ではおります。以上でございます。

○議長  
○1番  
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

副反応の危険性については、これまでそうした重篤な副反応の報告ケースはなかった。そして、国のほうでもわずかであるが報告されているので、その危険性についての認識はあるという御答弁でございました。

今申し上げたとおり、ワクチン接種による重篤な副反応のリスクは、ごくわずかではあるものの確かに存在します。

市では、現行の助成事業でワクチン接種をした乳幼児が、今後万が一重篤な副反応により後遺症や死亡という深刻な事案が発生した場合、どのような救済措置があるのかお知らせください。

○議長  
○健康福祉部長  
(三上裕樹)

健康福祉部長。

予防接種により後遺症や死亡した場合の救済措置についてお答えをいたします。

未就学児インフルエンザ予防接種は任意予防接種であるため、副反応があった場合は、まずは健康被害者が直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に医薬品副作用被害救済制度の給付請求を行うこととなります。救済の内容としましては、疾病に対する医療費などがあります。

また、死亡や重度の障がいが残った場合は、市が加入している全国町村会総合賠償補償保険の予防接種保険か、先ほど申し上げました医薬品副作用被害救済制度のどちらかが適用となり、健康被害者が選択するということとなります。以上でございます。

○議長  
○1番  
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

もし万が一重篤な副反応があった場合は、医薬品副作用被害救済制度や全国町村会の予防接種事故災害補償規定によって救済を求めていくということが示されております。

ワクチン接種の助成拡充の実現については、財政面と安全面のハードルを飛び越える必要があると私は考えています。これまでの御答弁により、あくまで私の考えではありますが、市のほうから具体的な数字や見解を教えてください。私にはこのハードルは低くはないが決して飛び越えられないものではないという考えに至りました。後は政治判断ではないかと私は思うところです。

長尾市長が就任されてから、平川市は「子育てしやすさナンバーワン」を高らかに掲げ、第2子以降の保育料無償化、中学生までの医療費完全無償化を初めとする子育て関連施策の実現によって、平川市の子供を産み育てやすい環境づくりを力強く推し進めてまいりました。これに対する子育て世代からの評価と期待感は、日に日に高まってきているものと感じるところです。

ワクチン接種による重症化の防止、子育て世代への負担軽減の観点から、現行の未就学児インフルエンザ予防接種費助成事業の対象者を13歳未満まで拡充すべきであると私は考えますが、市の御見解をお知らせください。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

今、工藤議員のほうから、13歳未満までのワクチン接種の事業拡充することの御提案をいただきました。

市では、ワクチン接種による重症化の予防という観点から、今までは特に免疫力・体力が低い未就学児を対象に実施しております。また、子育て世代への負担軽減という点につきましても、中学生までの医療費の無料化などを実施していることから、各家庭で支出する医療費全体で見た場合、手厚く助成しているものというふうに考えております。

工藤議員から御指摘いただきました。今後は、他市の状況と工藤議員御指摘の財政面や安全面、これを考慮しながら考えてまいりたいと思います。

○議長  
○1番  
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

私としてはもう言い切ってしまったので、あとはありません。ぜひ、検討されたことが前向きなものであることを本当に祈るしかありません。

私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。



○議長  
○17番  
(齋藤律子議員)

第10席、17番、齋藤律子議員の一般質問を行います。  
齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。  
齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

議長より一般質問の許可がありました、17番、日本共産党の齋藤律子です。

今回の一般質問は、大きく2項目についてお尋ねをいたします。

まず、最初の質問は、学校給食の無償化・助成の取り組みについてお尋ねをいたします。

学校給食の起源は明治22年、1889年、山形県鶴岡町の小学校で、貧困家庭の児童を対象に無料で昼食を提供したことにあると言われていています。

その後、戦後、昭和29年、1954年6月、学校給食法ができ、学校給食は教育の一環として正式な制度となりました。

文部科学省の「平成29年度の『学校給食の無償化等の実施状況』及び『完全給食の実施状況』の調査結果について」、2018年7月の発表でも、小・中学校の学校給食費に対して無償化を実施している自治体は、1,700余ある自治体のうち82自治体、4.7%あり、一部無償化、一部補助を実施している自治体は424自治体、24.4%に広がっています。特に、東北では福島県の自治体や山形県の自治体が進んでいるようです。学校給食費については、無料の自治体、半額助成、消費税分などさまざまですが、子育て支援策の一策として今後全国に広がりを見せるものと思います。

そこで、1点目の質問に入ります。

①は、消費税増税10%についての対応についてお尋ねをいたします。

平川市は平成26年度、消費税が5%から8%への増税以降、増税分の3%分を市が負担していますが、2019年10月からは8%から消費税10%への増税が行われる予定となっています。消費税増税分への対応はどのようになるのかお知らせください。

学校給食は教育委員会の管轄ではありますが、市長の子育て支援策の1つでもあり、予算を伴うことから、市長への答弁を求める形を取りました。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問に移ります。

②は、学校給食費無償化についてお尋ねをいたします。

私は、学校給食費は無料になることを望んでいる一人ですが、学校給食費の無償化に対し市長はどのような考えを持っているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

特にこの問題を取り上げる機会となったのは、幼児教育無償化が消費税10%導入の2019年10月に前倒ししてスタート予定となっているという報道です。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について、ゼロ～2歳児は住民税非課税世帯、3～5歳児は全世帯の無償化方針となってい

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

ます。

現在、第2子の保育料の無料化を実施している平川市ですが、保育料が国庫負担になった場合、その分の財源を確保できるという観点から、学校給食費の無償化財源に充てることができないものか、お伺いをしたいと思います。

この質問に対する答弁も、市長に求めることにいたしました。市長、よろしくお願いをいたします。

市長、答弁願います。

齋藤律子議員御質問の、学校給食費の無償化・助成の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

まず、消費税増税10%についての対応についてであります。

学校給食費につきましては、平成26年度、私が市長就任のときでありますけれども、公約でもありまして、消費税が8%に増税したときには消費税分を増額せず、その分を市が負担するということが今まで実施してまいりました。現在、保護者から負担いただいている学校給食費は、小学生が1食260円、中学生が1食280円であり、平成19年度から11年間同額であります。

市はこれまで、米・牛乳など食材の高騰や流通等にかかわる経費などの増額に伴い、平成29年度決算額では、消費税増税3%分と食材費高騰分合わせて約500万円負担し、平川市の子供たちに安全でおいしい学校給食を提供しております。

平成31年10月から消費税が10%になりますと、食品表示法に規定されている酒類を除く飲食料品等は軽減税率8%の対象となります。しかしながら、消費税10%の増税に伴い、食材の高騰や流通等にかかわる経費など、学校給食にかかわる経費は増え、市の負担がさらに大きくなることが予想されます。

市では、第2次平川市長期総合プランにおいて「子育てしやすいナンバーワン」のまちを目指しており、保護者の負担を軽減し、安心を育む子育て環境の充実を図る上からも、学校給食費は増額しない対応したいと考えています。

次に、学校給食費の無償化についてであります。

学校給食費に関しましては、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する人件費及び施設設備の修繕費は、義務教育諸学校の設置者である市町村が負担し、その他の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められています。

当市では、この法に基づいた経費負担により、給食食材の実費相当分を保護者から負担していただいております。

保育料が国庫負担になった場合、学校給食費無償化の財源に充てることができないかとの御質問であります。幼児教育・保育の無償化について

は、現在、国と地方の負担割合などの詳細が示されていない状況にあります。また、仮に学校給食費の無償化を実施した場合、平成29年度決算額から試算すると、児童生徒分として年間約1億1,000万円の予算措置が必要になります。

学校給食費については、先ほど答弁したとおり、保護者から給食食材の実費相当分を負担いただきますが、保護者の経済的負担軽減と子育て支援の観点から学校給食費は据え置きたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

消費税分は学校給食費に転嫁をしないと。そういうことで、軽減税率もあるんで8%、そのままいくとは限りません。市長がおっしゃったように流通や、それから食材の高騰分を考えれば、まずこれは全国的にも値上げをすところもあるのではないかと。しかし、平川市では給食費には転嫁しないという答弁でした。

それで、2点目の無償化に対する考え方についてお尋ねをしたいと思います。

無償化についてのことで、市長は学校給食法の、ちょっと私も忘れましたが雑則ですか、そこに書かれていることが今市長がおっしゃったことなんです。実費相当分を保護者負担にすると定めているので、無償化はできないという御答弁でした。

現在いろいろなところで言われていることですが、この学校給食法は、自治体助成を否定していないんです。もう少し教育委員会でも調べていただきたいと思っております。

なぜ無償化をやっている自治体が、できる自治体があるかということ、今市長が述べた答弁ですと、無償化にしているところは法律を守っていないということになりますよね。だけど、無償化にしているわけです。それは大変古い、先ほど申し上げた昭和29年、法律ができたときの当時の文部事務次官通達、543号だそうです。私もちょっと見てみましたが、それに、自治体などが食材費を負担することは禁じない旨の明記をしております。現在も文科省は問い合わせに同様の回答をしていると、いろんな報道に書かれておりました。

そういうことで、もう少し平川市ではこのことを、通達を見てください。どうしても納得がいかなければ、文科省に電話をしてお尋ねをしてください。市長に答弁を求めながら、こちらを見てしゃべっているわけですが、そういうことで教育委員会の管轄ですので、ぜひこれを、市長は子育て支援策をまず公約の一環に掲げているわけですから、ぜひこれを勉強して、私から申し上げるのは何なんです、少し。

まさかこの答弁が来るとは思いませんでした。私は別な答弁が来ると思って、この答弁は今の時代だばわかっているかなと思ったんですが、まことに残念ながらまだ御存じのないようで、この給食費の自治体負担を否定し

ていないということですから、ぜひそれを直接にでもいいですので、文科省に電話をしてみるなり問い合わせをしていただきたいということで、これは今、全国的に子育て世代からは大変求められている政策になっていると思います。

そういうことで、幼児教育の無償化がいろいろ、認可保育所でないところは市にも負担を求めるとかいろいろ書かれておりますが、幼児教育が無償化になるということでは、そこからは第2子の保育料を単独で無料にしている平川市としては、この政策は大変進めやすい政策ではないかと思っております。

それでは、現在第2子、国基準があるわけですが、それに対して無料になっているので、市の持ち出しなどはどのくらいあるのか、もしよかったら、これは学校給食には関係ないけど財源としては私が述べたように関係がありますので、お答え願えればと思います。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長  
(三上裕樹)

市の第2子以降の保育料無料化に関する持ち出しということでお答えをいたします。

保育料の無料化事業によって市が負担している保育料の額といたしましては、平成29年度で約1億900万円となっております。そして、ただ、今回の国の幼児教育・保育の無償化では、2019年10月からの半年間のみは全額国費ということで対応することとなっておりますけれども、2020年度以降は国が現在検討中ということではありますが、国2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するという方向性が今示されてございますので、この約1億900万円全額が市の負担減となるものではございません。

仮に、国の案である2分の1、4分の1ということで概算額を試算しますと、当市ではおおむね7,600万円ほどの負担減になるというふうに試算はしてございます。

ただ、先ほど齋藤議員もおっしゃられたように、一時預かりあるいは認可外保育、これらに係る負担の増もありますし、また、無償化の対象外とされた保育所の給食費、このあたりをどうするかというふうな問題もございますので、そういう負担増を見込みますと、2020年度での影響額は、あくまでも概算ですけれどもおおむね5,000万円程度になるであろうというふうに試算をしてございます。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

市にも負担が求められての、財源は今よりもは生まれるわけです。そういうことでは、段階的にでも学校給食の無償化は実現しやすい政策ではないかと思っております。

保育所の給食のことが出ましたが、今は保育所の給食は保育料に全部入っておりますのであれなんです、今度は保育料あれにする場合は給食を外すということで、国のほうでもそういうふうになっているようでございます。

そういうことから、この制度が本当に国の政策が持続可能なものなのかはわかりませんが、いずれにしても子育て支援にはある程度、今までよりはゆとりが持てたということでは、ぜひその通達を、学校給食費の、学校給食法では自治体助成を否定しないということをきちっとわきまえてもっと前向きな答弁、ちょっとこれだと大変、ちょっと後退した答弁になりますので、ぜひ学校給食の無償化、私も頑張ってまた取り上げていきたいと思っております。

それでは、この問題はこれで終わりにして、次の問題に移らせていただきます。

2番目の質問に移ります。2番目の質問は、2018年11月13日説明の平川市財政運営計画についてお尋ねをいたします。

先月、11月13日、12月議会の議案説明会が開かれました。その後、平成30年10月策定の平川市財政運営計画書について説明が行われました。これには、本庁舎建設に伴う、10月に報道されたオイルダンパー検査データの改ざん問題の影響は含まれず、平成29年10月に策定した財政運営計画の変更点を、計画書に基づき説明を私たちは受けました。22億余の公債費の償還のピークが平成29年度から平成30年度になったことなどが説明の中で言われて、それが大変記憶に残っているところです。

後でよく読み返してみますと、合併特例債活用事業の中身の変更が平成29年度のものとは大きく変わり、加わった事業や外した事業があったことなどがわかりました。

そこで、市当局の繰り返しの御説明になるかと思いますが、次のことをお尋ねしたいと思います。

1点目として、2017年、平成29年11月10日説明の財政運営計画からの変更点について、今年度と比べてどのように変わったのか、変更点を示してください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目として、オイルダンパー改ざん問題の影響についてお尋ねをいたします。

オイルダンパー検査データ改ざん問題は、本庁舎建設事業費の増額を招くことになり、現在、3通りの中からの選択が示されていますが、建設の発注や着工に影響を与えることとなってしまいました。財政運営上の影響は大丈夫なものなのかどうかお伺いをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

3点目として、合併特例債活用事業から外した事業、加わった事業についてお尋ねをいたします。

平成29年度の合併特例債活用事業と平成30年度の合併特例債活用事業の比較をすると、かなりの組みかえが行われています。平成29年度の計画から削除したもの、尾上学校給食センター解体事業、それから広域浸水対策改良事業、総合運動場整備事業、これが平成29年度の計画から削除されている主なものです。

充当率は低いですが、交付税算入のある他の事業債活用に振りかえたもの。それは消防施設整備事業。これは防災対策事業債へ、充当率75%、算入30%。トイレ改修事業、小・中学校のトイレ改修事業です。これは学校教育等整備事業債へ振りかえられております。松崎小学校大規模改修事業、これも学校教育等整備事業債へ振りかえております。

それから、平成30年度の財政運営計画に新規事業で登載された事業。やすらぎ聖苑火葬設備超寿命化事業、それと尾上地域の除雪車購入事業である建設機械整備事業などがあります。

このような措置について理由は聞かされておられませんので、この場所でお聞かせください。市長、答弁をお願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

齋藤議員御質問の、財政運営計画についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

財政運営計画は、毎年度、最新の情報を反映して見直しを行っております。昨年度から大きく変わった点として、第1点目として、地方交付税の減額があります。国の地方財政計画の中で、地方交付税が昨年度から2%減となっており、その影響を反映しております。

2点目としては、合併特例債の発行期限の延長により、本庁舎建設事業の事業年度を変更しております。昨年度の時点では合併特例債の発行期限は平成32年度まででしたので、本庁舎建設事業を平成32年度まで活用する計画としておりましたが、今年度は発行期限が延長されたことから、平成34年度までの事業として変更しております。

3点目として、新体育館整備事業の進捗状況を反映して事業費の年度配分を変更しております。

4点目として、起債の平成29年度債の借り入れにおいて、公債費の後年度への負担を緩和させるため償還年数を短縮しております。この4点が大きなものとなっております。

平成35年度末の基金残高は約68億円で、昨年度の計画より約8億5,000万円減となっております。この要因としては、先ほど申し上げました地方交付税の減や、起債の平成29年度債の借り入れにおける償還年数の短縮などがあります。

また、起債残高については、昨年度の計画では平成32年度末の約207億円がピークでしたが、今年度の計画では平成33年度末の約198億円がピークとなっております。これは、起債の平成29年度債の借り入れにおける償還年数の短縮によりピーク時の起債残高が低下したことや、先ほど申し上げましたとおり、本庁舎建設事業や新体育館整備事業の事業費の配分年度を変更したことなどによるものであります。

次に、オイルダンパー改ざん問題の影響についての御質問でございますが、今回のオイルダンパー改ざん問題の影響により、本庁舎建設工事を1年先送りしなければならない状況となりました。

仮にオイルダンパーを使用しない場合として、3つのパターンを想定しており、まず、1つ目は、本庁舎建設のオイルダンパーに代替品を使用し、地震力が収まる場合であります。この場合の事業費の増は約1,000万円を見込んでおりますが、合併特例債を活用することとしておりますので、市の実質的な負担は335万円となります。

2つ目は、本庁舎建設のオイルダンパーに代替品を使用し、地震力が収まらない場合であります。この場合の事業費の増は約3,000万円を見込んでおりますが、合併特例債を活用すると、市の実質的な負担は1,005万円となります。

3つ目は、本庁舎建設にオイルダンパーを使用しないとした場合であり、約8,000万円の事業費の増額を見込んでおります。合併特例債の活用により、市の実質的な負担は2,680万円となります。

今年度の財政運営計画では、平成35年度末の基金残高は約68億円としておりますので、どのパターンの場合においても、財政運営計画上支障を来すものではありません。

また、オイルダンパー改ざん問題の影響により、工事に遅れが生じることとなりますが、合併特例債の発行期限内であれば財源が確保できますので、この点についても財政運営上は大きな問題とはなりません。

最後の、合併特例債活用事業の御質問については、担当部長より答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。私からは以上です。

○議長  
○企画財政部長  
(須藤俊弘)

企画財政部長。

私からは、合併特例債活用事業から外した事業、加わった事業について答弁させていただきます。

まず、今年度の財政運営計画に掲載しなかった事業についてでございますけれども、基本的な考え方としましては、これまでは合併特例債の発行期限である平成32年度までの限られた中での計画でありました。発行期限が平成37年度まで5年延長となったことから、全体としてより効果的に合併特例債を活用できるよう見直したものでございます。

具体的には、消防施設整備事業、小・中学校トイレ改修事業、松崎小学校大規模改修事業の3つにつきましては、交付税算入のあるほかの事業債への振りかえをしております。消防施設整備事業は充当率75%、交付税算入率30%の防災対策事業債を活用し、小・中学校トイレ改修事業、松崎小学校大規模改修事業は充当率75%、補助対象事業分の交付税算入率30%、市単独事業分の交付税算入率50%の学校教育施設等整備事業債を活用することとしております。

このほか、尾上学校給食センター解体事業につきましては、売却等も検討することとしたことから、起債事業から外しております。また、広域浸水対策改良事業につきましては、特別交付税要望の対応をすることとしてございます。

次に、追加いたしましたやすらぎ聖苑火葬設備長寿命化事業と建設機械

○議長  
○17番  
(齋藤律子議員)

整備事業につきましては、平成30年度の当初予算で新たに計上された事業ではございますけれども、ほかに交付税算入のある事業債がないということから、その財源として合併特例債を活用することとしたものでございます。私からは以上です。

齋藤律子議員。

多岐にわたってお疲れ様でした。どこから聞いていけばいいのか、ちょっと戸惑っておりますが、今のような説明、私もいろいろ見てみましたら、今の説明で、あの変わっていたところはこういうことかとか、いろいろ気づいたところがたくさんあります。

ただ、11月13日にはこのような丁寧な説明はされませんでした。やはり、この財政運営計画とは何ぞや、ここからもう一回考えてみたいと思っています。平川市に当てはめた場合です。

大体、全国でこの計画を立てる場合、基本的な考え方に基づいてやっているんですが、これは趣旨としては、計画的な財政運営のため将来推計を行って財政の見通しを示すという、私の認識としてはそう思っています。役割としては、平川市としての身の丈に合った予算規模への道しるべになるのがこの財政運営計画ではないかなと思っています。

その必要性から、平川市が抱える課題は何かと考えた場合、歳入、これは合併算定替加算額の縮減が行われている、こういうときに、これが歳入にとっても反映してくるわけです。そして、合併特例債の活用期限があると。しかし、今年の4月でしたか、平成37年まで、平成32年から5年間また延長になったんです。

先ほど、効率的な活用をするためにと述べましたが、この延長がなかったらどうするのか。こういう今のやり方はできないと思うんです。

それと歳出、じゃあ抱える課題、平川市にとってどうなのかと考えた場合、長寿化、この間も言っていましたが高齢化率が33%を超えるわけです。長寿化による高齢者の医療費、介護保険の給付、扶助費など、こうした社会保障経費が増になっている。どこの自治体でもこれは大体同じことなんです。それが、それと経常的経費が多いわけです。決まっている、必ず払わなければいけない人件費なり、必ず払わなければいけないものがどんどん多くなってきている。

それは、工藤貴弘議員のときにも市長が答弁で述べましたが、財政構造が硬直化すると。こういう傾向にあると思います。これは何を示すかという、政策的な経費を圧迫していくんだと思います。インフルエンザ、つい叫びたくなりましたが、まさにこのことなんです。市長はこれを盾に答弁を行っていましたが、財政構造の硬直化がやっぱり、どんどん進んでいくと政策的な経費を圧迫していく。借りたお金は返さなければいけません。どんどん事業をやれば、さらにそれが膨らんでいくわけです。すると、将来的にわたって市民からの要求、市民の福祉に資する、こういうことができなくなっていく。ですから危惧しているわけです。



こういう大変な中でもいろいろ考えてやっておりますが、このことが一番私、平川市ではこの財政計画をつくる場合に重視しなければいけないことじゃないかと思っているわけです。

それで、伺いますが、11月号の広報ひらかわに「平成29年度版平川市の家計簿。」というのが載っております。これに決算の、1年間どれだけの収入がありどれだけ使ったか、その分類が書かれているわけです。300万円の世帯の場合を引き合いに出して説明しています。300万円の収入があるのに291万円使って、9万円は黒字、来年に繰り越すことにします。これを見れば、9万円貯金できるんだ、来年に繰り越して使えるんだと思って、何だ大したことないじゃないかと思う方もいますが、私が聞いた市民の声です。

給料が37万円、300万円の世帯の場合です。食費が35万円、あり得ないよなという話です。収入では、親から190万円の援助がある。これも、セレブな親ならいいけど、市の財政と家庭の財政、やりくりを比べること自体無理なんです、やっぱり親からの援助は受けられないよなということなんです。そして、新たなローンを46万円組んで、ローンの返済には35万円使っていると。これのからくり、わかりやすいと言えばわかりやすいんですが、ちょっと現実とかけ離れたことで、市民は納得しない。

市のほうでいろいろ今まで出している市民向けの財政のことは、安心を与えるものばかりです。私はもう一度ここでお尋ねしたいと思います。財政運営計画とは何か。どうぞ、市のほうで、当局でお答え願いたいと思います。

○議長

市長。

○市長

齋藤議員のほうから再質問がございました。

(長尾忠行)

財政運営計画は何かという端的な質問だというふうにお受け止めしましたが、財政運営計画そのものは、市の財政を将来にわたって維持していくための計画でございまして、それが破綻しないためにはどのようにしていったらいいのか、議員の御指摘があったような、例えば実質公債比率、経常収支比率、さらには将来負担比率、これらのところも考えながら財政運営をしているわけでありまして。

先ほどの議員の御発言の中で、合併特例債を延長しなかったらこういう振りかえはするのかどうかというふうなお話もございましたが、延長にならなかった場合はこういうふうな手段は取りません。延長することになったからこそ、交付税算入のある起債を使えるものはそちらのほうを使って、交付税算入がないものに対して特例債を使っていくほうが、将来的に市の財政が安定的に運営されていくというふうなことになります。

また、財政の硬直化についてのお話もございました。今、平川市は経常収支比率でいきますと90%をちょっと超えるぐらいでございまして。県内10市の中では非常にいいほうで、上から1、2番目ぐらいかな。10市の中では98%とか、100%を超える自治体もございまして。その中であっては、市の財政はまだそこまで硬直化はしていませんが、今さまざま議会のほうから、

あるいは市民の皆さんからの御要望を取り入れていくことによつての、この経常収支比率が上がる可能性というのは非常に高くなってきます。

現在建設中の新しい体育館、それから、これから建設しようとしている新庁舎、これはそれぞれ20年償還、30年償還であります。この2つを取ってみても、大体両方合わせて毎年1億円ずつの償還ということになります。

ですから、先ほど齋藤議員のほうから給食費の無償化というようなお話もございましたが、それをやることになると1億1,000万円ほど毎年かかっていくわけです。

そういうふうなこと、非常に市民にとって必要なことはもちろんやっつけていかなければなりません。市の財政的状況を踏まえながら、将来にわたって不安のないように、しかも将来にわたって安定的な財政運営ができるように市としては進めておりますし、そういう状況の中での財政運営の毎年の見直しであるということをお理解いただきたいと思ひます。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

微妙に食い違つていくわけです、市民の側からすれば。市政をつかさどる市長からすれば、それはそれで積極的にいろいろ建物を建てたりしなければいけない。投資的な政策をもつていかなければいけない。しかし、市民が望む、そういう給食費の無償化やインフルエンザの助成に対して心から願っているものが、やっぱり1億1,000万円かかる。新庁舎と新体育館、これ1億円ずつ毎年払わなきゃいけない。こういうことになると、やっぱり縛られていくわけです。

そこで、財政運営計画とは、明確には出てこないんですが、私は市民の未来を守るものだと思ひています。そういうことでいけば平川市は本当に窮屈で、今後20年、30年がんじがらめの財政運営を強られることになるのだなと思ひています。限られた財源の中で、財政の健全化を保ちながら計画的かつ効率的な財政運営を行つていく。これが求められていくものだと思ひます。将来、次世代に過度な負担を残すことはないように、安定した財政運営を図ることが必要だという観点からは、ちょっと市長とはやっぱり平行線をたどるのかなと、こんなふうと思ひます。

そういうことで、この体育館の規模や本庁舎の規模、これもいろいろ財政上議論してきましたが、ここがいろいろと財政運営にかかわってくるのかなと。それでいけば、今までの議論では、こういう財政状況で20年、30年、誰も責任を持つ者がいない。どうするんですかと、何かがあったらどうしますかということをお議会の中からも述べてまいりました。何かがあつてはそのとき考える、こういうことでもあります。

(「いや、違ふ」と呼ぶ者あり)

○17番

(齋藤律子議員)

そういうのが本音として、今、何、そういうことじゃないですか。何かと言われてもどういふ具体的な問題なのかわからないから、そのとき考えましようという、そういうふうな、これは今のこのあれでないですけど

も、そういう答えが出ましたよ。

それで、その何かというのがオイルダンパーの検査データ改ざん問題、そういうことが今出てきて、建設が延びていく。こういうことが財政にもやっぱり、先ほど、額としては少ないような感じがしました。1,000万円のコースを選べば335万円の負担だと。3,000万円のパターンを選べば1,005万円、特例債を使えばです。それから、8000万円になったとしても2,680万円の負担だと、こう言いましたが、こういう億というお金は見たことありませんが、こうなれば2,680万円でも余りそう感じないものなのかもしれません、こういう財政状況の中で。

しかし、こういうことがちょっとずつ、やはりこういう事態が影響を与えていくわけです。ダンパーのものは余り影響はないと言いますが、この延びたことでさらに別な影響があるかもしれない。そういうことを考えませんか、市長。いかがですか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

多岐にわたってお話されていますので、何かからお答えすればいいかちょっとあれですけども、まず、ダンパーに関することに関しましてお答えいたしますと、これは1年延期することによって、これから影響が出てくる可能性は排除できません。ですから、これは1年延期することによってほかの材料費等が高騰していくのか、建設単価が高騰していくのか、それとも今の水準でいくのか、また、下がるのか、その辺のところはこれからのことでございます。

財政に関して言いますと、先ほど市の広報を取り上げて、いわゆる市の財政状況が親の仕送りに頼っているというふうなお話をされましたけれども、これは昔は3割自治というふうなことでよく表現されていましたが、それぞれの地方自治体は、国からの交付金をいただかなければ財政上成り立たないことになっております。私どもの税収等を見ても、2割前後が市民の皆さんからいただいている税金で、収入でありまして、4割以上はやっぱり国からの交付税が入ってこないと、これは市の財政そのものが成り立たない。ですから、財政運営には気を使いながら、財政当局は財政の硬直化を招かないように今財政運営をしているということをぜひとも御理解いただきたいと思います。決してがんじがらめの財政状況になっているというふうな状況では、財政運営計画を見ていただければおわかりになるのではないかなというふうに思って、皆さんのほうに丁寧に隠し事なく御提示申し上げて、御理解をいただくようにしております。そして何よりも、安定した財政運営をしていくということでもあります。

それから、齋藤議員は、いわゆるがんじがらめの財政運営の中で、財政の硬直化はもちろんなんです、将来にわたって不安になる、将来世代に不安を残すような財政運営というふうなお話をいただきましたが、提示しておりますように、将来負担比率はゼロ%であります。将来比率でありますし、また、まさかのときにあっても市の持ち出しでの災害復旧等がで

きるように、最低限の財政規模、いわゆる財政調整基金の残額は残しながら事業投資等をさせていただき、将来に向けての負担が軽くなるような財政運営をさせていただいているということを改めて御理解いただければというふうに思います。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

いろいろな財政を判断する比率やそういうことを述べて、平川市は健全だということではありますが、一つ、29年度と30年度を比べますと、健全化判断比率も今回の30年度はちょっと29年度とは違って、実質公債費比率が少し高くなっています。少しですね、比率が……反対ですね、すいません。29年度と30年度、反対に見ていました。失礼しました。

数字ではこういうふうになっても、健全化判断比率はどれもきちんとしていますよということですが、これはやっぱり、財政の運営に対して基本条例を持っているところもあるわけです。私は、これは議会としても、それから理事者側でも、このことは十分にこれからも情報公開、市長は隠し事はしないで全てを言っているということでしたが、これはちゃんと時間を取ってやっていただきたい、こう思っています。それは、行政が実施する、また実施した仕事を議会はチェックする機能があるわけで、やらなければいけないわけです。

やっぱり、資料もわかりやすいものを出していただきたいし、その資料に基づいてきちんとやっぱり説明をする。この間は11時半ごろ終わったんですが、12時まで続ければこういう質問ができたのかもしれないけれども、やはりちょっと、ページをめくってください、何ページにはこういうのが書かれています、割とそういうようなやり方だったと記憶しています。ですから、やっぱり丁寧な、資料もそうですが、資料は結構ちゃんとつくっているようですが、説明です。それから、やり取りがやっぱり大事なかなと、こう思っております。

そういうことで、がんじがらめだと私は申しましたが、将来、30年、20年後、これに負担をかけるのは事実でございます。それから、こういう思いがけないデータの改ざんの事例などが出てくるわけですから、私は、何かあったら考えるではだめなので、やっぱり日ごろからしっかり議論してほしい。

もう既に、何かが始まっているような気持ちがしてなりません。というのは、なかなか市民の声を言いづらくなってきている。取り上げてもなかなかそういう、財政構造の硬直化とか経常収支比率が上がるなど、こう言われるとなかなか言えなくなってくるわけです。でも、それではとても議員としても失格だと思っておりますから、めげずにこれからもこの財政の問題を取り上げてまいりたいと思います。ぜひ、健全な財政運営をしていただきますよう、そして市民の負託に、市長笑っておりますが、負託に応えられる財政を目指すように努力をしていただきたい。

これで、17番、齋藤律子の一般質問を終わります。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。  
14時10分まで休憩します。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
第11席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。  
石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。  
石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります、11席、9番、新風の会、石田昭弘  
です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい大きく2つ質問させて  
いただきます。

項目1. 未就学児指導教室（幼児サポート教室）について伺います。

関係各課の皆様の御尽力により、尾上総合支所3階に設置された通級指  
導教室並びに未就学児指導教室。短い期間での設置・開設・運営と、大変  
な御苦勞もあつたと思いますが、本年5月運用がスタートして、この12月  
で7カ月となりました。

そこで、実際に運営してみてどうなのか、教室そのものも目的に合わせて  
つくられたものではないので使い勝手や不具合はないかなど気になりま  
したので、10月の下旬、未就学児指導教室を視察させていただきました。  
その際に目にし、耳にし、感じたことをこれから質問いたします。既に対  
応していることもあるとは思いますが、よろしく願いいたします。

①未就学児指導教室の利用状況と職員体制について伺います。

②教室の設備・備品等について伺います。教室の広さ、設備、備品等改  
善すべき点があると思われま。例えば、ボール投げやトランポリンなど  
で天井や壁にぶつかる危険、窓ガラスが割れてけがをする危険、床コンセ  
ントの突起による転倒の危険、保護者相談室に冷暖房の空調機器が設置さ  
れていないなど、対策を講じる必要があると思いますが、見解を伺います。

③市・県民税申告相談開催時の運営について伺います。毎年2月に尾上  
地域市・県民税申告相談が尾上総合支所3階で行われています。本年度も  
予定どおり行われるのか、行われた場合、教室運営に支障は来さないのか  
質問いたします。

④将来の方向性について伺います。尾上庁舎の利活用ともリンクすると思  
いますが、現体制はいつまで続くのでしょうか。仮に将来、通級指導教  
室が金田小学校へ移った場合、未就学児指導教室はどのようなかを伺いま  
す。

以上の点につきまして、御答弁お願いいたします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長、答弁願います。  
石田昭弘議員御質問の、未就学児指導教室についての御質問4点についてお答えをいたします。

まず、利用状況と職員体制についてであります。

未就学児指導教室の利用状況は、11月1日現在で18人となっております。年齢別では5歳児11人、4歳児4人、3歳児2人、2歳児1人となっております。全員が市内の幼児であります。利用回数は月1回から多くて4回となっております。

また、職員体制については、今年4月から臨時職員として教員免許を有する療育指導員3人を採用して運営しております。

次に設備、備品等についてであります。議員御指摘のとおり、設備や備品などは本来の目的に合わせてつくられたものではなかったことから、整備を進める必要がありました。

整備に当たっての基本的な考え方としては、既存の備品などを活用しながら、新規に整備する必要がある場合は購入するというものであります。

開設以降、指導に当たっては必要な教材、備品などの充実に努め、子供たちの安全を第一に運営しているところであります。今後も、通級指導教室と連携しながら、必要に応じて予算措置をまいりたいと思っております。

次に、3点目の税の申告相談開催時の運営についてであります。尾上分庁舎における税の申告会場は、未就学児指導教室と同じ3階で開設していることから、利用する子供たちや保護者のプライバシーが十分確保されるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、将来の方向性についてであります。現在の体制がいつまで続くのかという質問につきましては、尾上分庁舎の利活用の方針が未定であることから、状況を見ながら検討していきたいと考えております。

また、将来的な話ではありますが、仮に通級指導教室の場所が変わったとしても、未就学児指導教室については、現時点では尾上庁舎を活用していく方向で考えております。以上です。

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

早速の答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、①の未就学児指導教室の利用状況と職員体制について答弁いただきました。そこで、さらにお聞きしたいと思うんですけれども、未就学児指導教室の支援の内容は何であるのか。それとまた、その人数、これがおわかりでしたらお教えいただければと思います。お願いいたします。

○議長  
○健康福祉部長  
(三上裕樹)

健康福祉部長。

未就学児指導教室の支援の内容についてお答えいたします。

現在の主な支援の内容といたしましては、言葉が少ない、会話になりにくい、発音が気になる、人前で話せないといった言葉に関する支援、そし

て、集団行動が苦手、こだわりがあるなどの発達に関する支援、さらに、保護者への相談対応による支援となっており、大別すると3つの支援となっております。利用者の内訳といたしましては、言葉が16人、発達が2人となっております。以上でございます。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

これは実際に私が行って、職員の方からも少しお話をいただいたんですけども、職員の方が今一番悩んでいることは何でしょうかと、このようにお話を聞きしましたところ、やはり今答弁であったように言葉に対してなんです。言葉の支援に対して悩んでおられました。

実際、今の御答弁でありましたように、18人中16人が発音、言葉、会話、人前で話せない、このように言葉がそのほとんどを占めております。

職員の方々は、この悩みに関しまして一生懸命取り組んでいらっしゃるんですけど、少しでも言葉が円滑に、流暢に話せるように支援のほうに取り組んでおりました。

しかしながら、職員の方が話すところによりますと、これまで実際に言葉の指導にかかわったことがなかったということで、実際、支援の仕方が正しく行われているのかちょっと不安を感じているんだと、このようにお話をしていらっしゃいました。また、ニーズに対しても的確にお応えできているのかと、このような点を非常に危惧しておられました。ですからこそ、できますれば専門的な見地を持った方々にこの点をアドバイスをいただきたいと、このようにお話をしておられましたので、この未就学児指導教室、市としましては、どこまでのこの役割を求めていかれようとしているのか、また、対応しようとしていらっしゃるのか。

実際、この支援の内容そのものが言葉中心でございましたので、言葉に関するものをさらにグレードアップ、スケールアップしていくためにも、言語聴覚士の資格を有する方を採用するとか、ないしは、現在ある方々に対しまして、言語聴覚士や専門家をアドバイザーとして、定期的に職員の指導について研鑽を積めるような体制づくりをしていく必要があるのではないかと、そこで私は強く感じましたので、この点、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

言葉の指導及び言語聴覚士などの設置について御質問をいただきました。市として未就学児指導教室に求める役割は何かということではありますが、2つの役割があるというふうに考えています。

1つ目は、言葉や発達の遅れが見られる子供たちに、早い段階から適切な指導を行って改善、軽減を目指す子供への支援という役割。

2つ目は、保護者に対する相談の窓口となるとともに、理解者としての存在を目指す保護者への支援という役割であります。

また、言葉の悩みにどこまで対応するかという質問に関しましては、利用者の状況によりますが、日常生活や集団生活で会話に支障がなく、コミ

コミュニケーションが取れるようなレベルまで達するよう目指しているところ  
であります。

現在、療育指導員が、指導に対して試行錯誤を繰り返しながら苦慮して  
いる状況は把握しております。そのような状況を改善するため、先般、当  
市の「ことばと発達の相談事業」でお世話になっている言語聴覚士に、療  
育指導員の指導内容や方法等について助言をいただいたところでありま  
す。

今後も定期的にはアドバイスをいただく機会を設けるとともに、専門的な  
研修などにも積極的に参加をさせ、スキルアップに努めてまいりたいと考  
えております。以上です。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

答弁ありがとうございました。ぜひとも、今市長がおっしゃったように、  
職員の方々が自信を持って支援ができるような体制づくりをひとつよろし  
くお願いしたいと思います。できる限り言語聴覚士の方にできれば頻繁に  
来ていただいて、実際の現状、そのやっている姿まで見ていただきながら、  
そこで細かく具体的な指導などもアドバイスいただければ本当に助かるん  
ではないかと思っておりますので、その点も踏まえながら今後の対応をよ  
ろしくお願いしたいと、このように思っております。

それでは、②のほうに移らせていただきまして再質問させていただき  
たいと思います。

対策を講じていくということでございました。支障ないようにしていく  
と、安全を第一に考えていくと、このようにおっしゃっておりました。確  
かにそのとおりでありますけれども、この問題の本質は何かと考えたところ、  
それはやはりお金かなと思います。

先ほど言いましたように、急な短い期間での設置・開設・運営というこ  
ともありましたし、また、初めての職員の方々の運営そのものと思って、  
何が必要で、どういうふうなものを準備していけばいいのか、そこら辺ま  
でなかなか気が回らなかったところもあるかとは思いますが、実際  
やってみますといろんなものが見えてきて、その都度予算要求しながら品  
物、また備品等をそろえていく、これにはどうしても時間がかかってまい  
ります。

先ほどおっしゃったように、あるものを利用して、そしてさらにまた必  
要なものは新規にそろえていくと、このようにおっしゃっておりましたけ  
れども、これがスムーズに行くような体制をぜひともつくっていただけれ  
ばと思います。

実際、やはりそこに行ってみて見させていただいたところが、このような状  
況をお聞きしました。

一つ例を出せば、鏡です。鏡は、非常に言葉の練習には必要なんです。  
お子様と、それから支援する療育士の方が、両方隣合わせて鏡に向かって、  
言葉の発音の仕方を口の使い方を見ながらしていくんですけれども、当初  
はこの鏡がなかったそうなんです。ですから、非常に支援がしにくくて、



それを担当課の職員にお話したところが、早速その方は碓ヶ関まで飛んで行きまして、碓ヶ関総合支所の大きな鏡を持ってきて設置したと言うんです。確かにそれもそうなんですけれど、わかるんですけれども、これは少しなあという感じがいたしました。

また、机とか椅子も見させていただきましたけれども、やはり使えるものは使うということでしたので、やはり多少古いものを使っていました。もう少し対処の仕方があるのかなと思います。確かに当然、古いものを再利用する、これはとてもいいことです。活用することはとてもいいことなんですけれども、新しい酒には新しい革袋というふうな例えもありますので、ですから新しい教室にはできる限り新しい物を備えて迎えていただければよかったのかなと、このように思うわけです。

そこでもって、実際の指導の教材に関してもそうでした。教材もなかなか多分に「これが欲しいんだ。」と行ってすぐ予算化というわけにはいきませんので、ネットを調べながら自分たちが創意工夫して教材をつくって、そこでもって支援をしていたと、このようなお話も聞きましたので、できる限りこの予算、つまりは使えるお金のところを潤沢にいただければありがたいかなと思います。特に、スタートして間もなくてまだまだ必要とするものはあると思いますので、今後利用する方が不便な思いをしないように、職員が仕事をしやすいように、予算措置を講じていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。お願いします。

○議長  
○健康福祉部長  
(三上裕樹)

健康福祉部長。

設備・備品の充実についてお答えさせていただきます。

教室の開設に当たりましては、先進校や他市の例を参考に準備を進めてまいりました。その対応として、環境整備に当たっては通級指導教室との共同利用というものを考えながら、既存の備品で活用できるものは活用するというで進めてまいりました。今後とも、子供たちの指導に不便がないよう、必要となるものは適宜購入するようにしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

さらに、再質問の③としまして、申告時の対応について伺ってまいりたいと思います。

昨年9月定例会、一般質問、「通級指導教室開設について」で同様な質問をさせていただきました。このときに、通級指導教室では、「施設の使用状況は事前に把握できますので、通級指導教室に通う子供たち、保護者の方と相談しながら、その時期と重ならないように指導計画を作成し、プライバシーを確保する」と、このように教育長が答弁しておりました。

今回、この未就学児指導教室に関しましては、先ほどのお話から類推しますと行うということであろうかと思いますが、そうなった場合あの3階を、私も申告をしていますので想像してみますと、どうしても会話、

呼び出し、テレビ等いろんな音がしてきますので、例えばそこをパーティションで区切ったとしても、音の漏れに関してはなかなか対応が難しいかなとは思っています。ですから、もう少し保護者の方と相談しながら、プライバシーが守れるような、また、静寂な空間での支援ができるような体制を考慮していく必要があると思います。

今この時点ですぐじゃあそれを変えるということは、なかなか対応するという事は難しいかと思えますけれども、ぜひとも今回、実際2月ですか、この時期に行っていただいて状況を把握して、具体的に対応を、また次に生かしていただければと思いますけれども、そのような形でもって対応のほういかがでしょうか。ひとつお答えください。

○議長

○健康福祉部長  
(三上裕樹)

健康福祉部長。

まず、申告会場と同じフロアで未就学児指導教室を行うということについてお答えをいたします。

まず、今回、申告の期間といいますのは実質8日間ということになってございます。この間は、申告で来庁する方と未就学児指導教室で来庁される方が混在するわけですが、そういう方たちの動線というのは分けるということをご想定してございます。

具体的には、3階のエレベーターを降りたところから未就学児指導教室の入り口までを背の高いパーティションで区切るということをご想定しております。誘導の案内表示なども十分させていただきたいと。そして、動線が一緒にならないようにこれでプライバシーの確保をしたいと。同時に、同じフロアで申告をやるということをご保護者の皆さんにも十分説明をして、その上で利用者側の希望があれば日程の変更、調整などをさせていただきたいと。

そのように十分プライバシーには配慮しながら進めていって、本年度は一度実施をしてみて、先ほど議員がおっしゃるように騒音、雑音、そのあたりの状況を確認しながら、問題があるようであれば来年度以降、実施の方法あるいはその場所についても検討していくということで現在、関係課と協議しているところでございます。以上です。

○議長

○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

そうですね。通級指導教室には巡回指導もありますので、計画に基づいて出前することができますけれども、未就学児指導教室に関してはそこが会場ですから、なかなか動かすということは難しいかと思えます。

子供さんにとっても、障がいをお持ちの方はよくわかると思うんですが、場所の変更とか、非常に落ち着かなくなってしまうんです。いろんな形の事象に対して、適応能力がなかなかついていけないというふうな方が間々いらっしゃいますので、できる限りその場所で固定して行うことがベストではあります。

ただし、音に関しても気になる障がいをお持ちの方はいらっしゃいますので、この点は重々気をつけていただければと思います。パーティション

等でもって目線、動線は確保できますけれども、音はなかなか難しいので、音の対策だけはしっかりと今後検討していただいて、よき対応をできるように何とか頑張っていただければと、このように考えております。

次に、④の再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁に関しましては、やはり尾上の庁舎の利活用ともリンクしていくという形で行っていただきました。また、将来仮に通級指導教室が移ったとしても、未就学児指導教室は現段階ではその場所でおっしゃいました。

そこでもって一つ気になることがあります。現状に関しましては、混在する形でもって行っていますので、職員の方々のコミュニケーションが非常によいと思います。ですから、さまざまな形で微に入り細に入り物事に対してお話ししながら進めていくことができると思いますけれども、もしそれが分離した場合は、若干その点が薄まっていくのではないかと思いますので、この職員同士の連携がしやすいように、コミュニケーションが常に取れるような体制づくりをお願いしたいと思っておりますし、未就学から就学児へ行くに当たっても、引継ぎ等もしっかりとできるような体制をお願いしたいと思います。こういう点に対して対策等はどうか考えていらっしゃるのか、御答弁願います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

市の支援体制と言いますか、関係部局等合わせた支援体制についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在、個人情報適切に管理された上で、文書により情報の共有、連携を図っているところであります。

将来的に分離せざるを得ない状況になった場合でも、指導を必要とする子供たちや保護者の支援に支障が生じないよう、教育委員会とも協議を重ね、より確立された連絡体制を今後とも構築してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひとも連携強化、今後ともよろしく願いたいと思っております。

当初私は、黒石の通級指導教室に何度か足を運ばせていただきまして、その状況を見させていただきました。若干うちとはスタイルが違うんですけれども、未就学児も、また、小学校に入ったお子さんも一緒にそこでもって指導、支援するような形を取っておりましたので、平川市もそうなるのかなとは思っておりましたけれども、やはり法的な根拠によってそれを分けるという形を取って、今の形態となっているとは思っています。

ですから、私とまた同じように考えている方もいらっしゃると思いますので、そこら辺の混乱がないように、スムーズに移行ができるような体制づくりを今後もひとつお願いしたいと思いますし、間々あることなんですけれども、課が違っているとそこでもってセクト主義になりまして、縦割になってしまいますので、そこはひとつ、あくまでもお子様と保護者の方が主体

ですので、この言葉、学習、また障がい等で悩んでいる方々を主体に物事を考えて運営していただくように、何とかその点はお願いしたいと、このように考えております。

ここで一つ、ブログに載っていたものがありましたので紹介させていただきまして、第1問の質問を終了させていただきたいと思っております。この方は、黒石市から平川市に通級指導教室を移った方なんです。

「4月からは、平川市に通級指導教室が開設されて、そちらに通うことになります。全てが初の教室なので、娘の反応も心配ですが、市に開設されたのは嬉しいことです。通級指導教室という場所や環境があることを知らない方のほうが多い気がします。通うことは恥ずかしいことでも、引け目を感じることもありません。普通って何よって思っています。子供の個性や特徴を自分自身が受け入れるためにも、子供自身が生きやすくなるためのサポート施設です。こんな場所もあるんだよって知っている人が増えるとよいです。必要な人に届くとよいです。」、このようにブログに掲載されていました。

ですから、このように期待されている方が本当に多くいらっしゃると思いますので、この期待に応えるためにもよい教室運営を今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次の大きく2項目であります普通財産について質問をさせていただきます。

地方公共団体の公有財産には、行政財産と普通財産があります。行政財産は、地方公共団体が使用する庁舎等の公用財産と、住民が一般的に利用する学校、市営住宅、文化センター、運動施設、道路、橋梁、上下水道などの公共用財産があります。

現在、本市の公共施設等は老朽化が進み、一部は既に実施していますが、間もなく建てかえや大規模改修の時期を迎えることから、修繕や更新が集中し、多額の費用確保が必要となることが予想されています。このことから、国のインフラ長寿命化基本計画などを踏まえて、平成29年3月に平川市公共施設等総合管理計画が策定されたわけです。

計画では、今後40年間、2017年から2056年の庁舎、学校、市営住宅、文化センター、運動施設などの公共施設の維持・更新費用608.8億円、道路、橋梁、上水道管路、下水道管路のインフラ施設の維持・更新費用928.8億円、公共施設全体の総額は1,537.6億円、1年当たりの年更新費用が38.4億円かかると計画では見込んでいます。多額の維持・更新費、これが今後見込まれるわけなんです。

さて、普通財産についてですが、公共施設等総合管理計画では、「普通財産等更新が見込まれない施設に係る費用を除外」と、このようになっております。しかし、更新が見込まれない施設とは言えども公有財産でありますので、財政負担を伴うわけなんです。ですからこそ、普通財産を明瞭化して、対策を講じていかなければならないと私は考えました。そこで、こ

の質問をすることにしたんです。

①普通財産の定義について伺います。

普通財産は、貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること（土地）・私権を設定することができ、主に経済的価値を発揮目的として、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に市の行政に貢献させるため、管理処分されるべき性質のものとされています。端的に言えば、不動産物件として貸し付けや譲渡等、売却ができるということとで間違いはないか、この点をまず伺います。

②公共施設個別管理計画についてです。

平川市公共施設等総合管理計画に基づき、現在作業中としている「公共施設個別管理計画」とは何か。また、普通財産も本計画の対象になっているのか。公共施設等総合管理計画との関連を含め、具体的な内容について答弁を求めます。

まずはこの2つ、お願いします。

市長、答弁願います。

石田議員御質問2点目の、普通財産についての御質問2点についてお答えをいたします。

まず、普通財産の定義についてであります。地方自治法に規定がございまして、公共などの目的に供される行政財産以外の全ての公有財産を普通財産としております。議員御指摘のとおり、普通財産を貸し付けすることや売り払うこと、または譲与することなどが地方自治法で認められておりますが、これらが無制限に認めるものではなく、地方自治法では、本来の価値よりも減額して譲渡や貸し付けをする場合、また、市の条例では、予定価格2,000万円以上の不動産を売り払う場合には議会の議決を要することが規定されており、これらに基づいて運用する必要があります。

次に、2点目の公共施設個別管理計画について御説明をいたします。

議員御承知のとおり、平川市公共施設等総合管理計画は、国のインフラ長寿命化計画を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするものであります。

本計画は行政財産を対象にしており、所有施設等の全体の現状把握や将来の見通しの分析など、施設全体の管理に関して基本的な方針を定めたものであります。

御質問の公共施設個別管理計画は、この平川市公共施設等総合管理計画に基づき策定しますので、普通財産は計画の対象とはしておらず、あくまでも行政財産の個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画で、国が2020年度までに策定を求めているものであります。

策定に当たり、計画に盛り込むべき内容を国が6点示しており、1. 対象施設、2. 計画期間、3. 点検・診断によって得られた個別施設の状況、4. 維持管理・更新等にかかわる対策の優先順位、5. 対策内容と実施時期、6. 計画期間に要する概算費用となっております。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

現在、事務局において各施設の所管部局で作成した素案を取りまとめるなどの作業を行っており、今年度中の完成を予定しております。以上です。  
石田議員。

①番の定義に関しましては、よくわかりました。

②番に関しましては、普通財産は入らないということで今答弁いただきましたけれども、であれば逆に、この普通財産に関してもこの公共施設個別管理計画同様のものが必要ではないかと、このように考えております。

ですから、この普通財産に関しましても基本的な考え方、市としては必要なのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。お答えください。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

普通財産に関しましては、今後とも公共施設管理計画とは別に、どういうふうな形で活用し、あるいは整備していくのか、計画的に進めてまいりたいと思っております。

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

そこで、具体的にこれから少しお聞きしたいと思います。

実際じゃあ普通財産、今のこの計画には入っていないということであれば、貸し付けしている、例えば未利用の施設が老朽化した場合はどうなるのか。これが非常に困る点ではあると思うんです。ですから、実際に明確、明瞭化することがまず第一点として必要だと思いますので、現在じゃあ普通財産の市として持っているものはどういうものがあるのか、その保有件数と施設名と貸し付けや使用の有無に関しまして、現在の利用等も含めながらひとつお答えいただきたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

私から、普通財産の保有件数、建物の保有件数と利用状況についてお答えいたします。

普通財産の建物の保有件数と施設の利用状況でございますが、全体で12件ございます。内訳を申し上げますと、貸し付けが6件ございまして、旧小国小・中学校、葛川臨時交番、山岳遭難捜索待機所が2施設、旧第10分団第3部消防屯所、旧老人生きがいセンターであります。次に、市が現に活用している施設が4件ありまして、旧葛川小・中学校、旧生きがい活動拠点施設、旧老人福祉センター、旧船岡集会所であります。利活用されていない施設が2件で、旧中佐渡長田地区飲雑用水施設、旧碓ヶ関中央保育園でございます。以上です。

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

現状についてはわかりました。

そこで1つ、先ほどの個別管理計画に関しましては、2020年度までに計画を出して、それから具体的に実施していくという流れだと思いますけれども、普通財産に関しましても、大分老朽化してきているものもありますので早めに対応しなければいけない。このようなものも実際目にしますので、大まかに4施設に関しましては、ひとつこれから質問したいと思います。

す。具体的には旧老人福祉センター、旧老人生きがいセンター、旧小国小・中学校、旧葛川小・中学校、この4施設について順に伺います。

まず、旧老人福祉センター、経過年数が約30年となっています。延べ床面積が596.51平米、市の倉庫になっているとは言えますけれども、これほど大きな面積は必要であるのかどうか。また、貸し付け・譲渡等の見通しがないのであれば、私は取り壊したほうがいいのではないかと思いますけれども、見解をお伺いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

旧老人福祉センターについてお答えいたします。

(齋藤久世志)

まず、現在の利用状況を申し上げますと、冬場のイベントとして現在、イルミネーションが点灯されておりますが、イベント終了後は、これら照明器具一式を格納しております。また、平川市指定のごみ袋、消石灰、動物捕獲用のおり、選挙投票記載台、防災訓練の看板等の置き場として一時的に利用しております。

これらの格納には相当のスペースが必要でありますので、今後の取り扱いの方向性が決まるまでの間は倉庫として利用したいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

それにしても大きな施設です。外見から見ても障子が破れていたり、ひとつこう何て言いますか、傷んでいて、街の中心にある施設としてはいかなものかとは思いますが、これも早めに対応を考えていただいたほうがいいのではないかと思います。本当に一等地で、本来であればもう少し使い方があった施設ではないかと思えますけれども、その点非常に残念です。ただ、年数が暮らせば暮らすほど、これまたひとつ維持管理が難しくなってきますので、どこかの時点でもってけりをつけていかなきゃならない。市の財政負担も軽くしていかなきゃならないので、やはり取り壊し等も踏まえた計画をぜひ考えていただければと思います。

次に、旧老人福祉センターに隣接する旧老人生きがいセンターについて質問いたします。

現在、木工クラブとやきものサークルで活用しております。一時期、移転の話もあったとは聞いておりましたがけれども、実際中に入って見ましたら、木工に加工するような機材がたくさん置いてありましたし、陶芸の窯などもありまして、やはり機材等を考えますと、ほかの場所ではこれはひとつ難しいなど率直に思いました。現場所が、もしこのまま木工クラブとやきものサークルが使っていくのであれば最適な場所だと、このように考えました。

ただし、もし今後利用、活用するに当たっては、経過年数が29年たっております。見た目にも老朽化が進み、修繕等が必要ではないかと、このように考えておりますので、この点の見解を伺いたいと思います。

また、この施設の周りなんですけれども、自転車や壊れたベンチが放置

されていまして、景観保持に適切な対応もぜひともお願いしたいと思えます。非常に荒れている感じがしましたので、この点も踏まえて御回答願います。

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

旧老人生きがいセンターについてお答えいたします。

この施設は平成26年度より貸し付けを行っておりますが、契約の中で、貸し付け中の修繕は原則行わないことにしております。現在のところ修繕に関する相談はありませんが、議員御指摘のとおり、老朽化の程度や利用状況なども勘案し、修繕等を行う可能性もございます。

また、御指摘いただきました景観保持への対応ですが、担当課で現地を確認のうえ撤去させていただきました。毎年施設の見回りを実施しておりますが、今後はより一層適切な管理に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

- 議長
- 9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

修繕の計画はないということで、相談もないということでしたけれども、もったいないです。使っていくのであれば、やっぱりたびごとに手を入れて長く使えるような、それこそ超寿命化をしていく必要があると思っておりますので、普通財産としてもそれがよい利活用につながっていくと思っておりますので、ここはやはり早急に対策を講じていただければありがたいと思っております。そんな大きな施設でもございませぬので、中に入った感覚では、冬場相当これは寒いなと思いました。すき間がちょっとあったような気がしましたし、何と言ってもやはりどうなんですかね、使い勝手がちょっとよろしくないような感じがやっぱりしておりましたので、一度中もごらんになりましたして、全体的な対策等を講じていただければと思っております。

さて、次に3、4、旧小国小・中学校と旧葛川小・中学校に関しまして質問させていただきたいと思っております。普通財産としましては、最も延べ床面積が大きい施設でございます。

まず、最初に旧小国小・中学校について伺いますけれども、現在、先ほどおっしゃったように1階を貸し付けしております。しかしながら、ここは門扉等、また、周りを囲むような塀とかはなく、誰でも敷地内に入れるような状態となっていることから、犯罪、事件・事故等が心配されます。

もし、仮にこのような事態が発生した場合、この貸し付けている施設の管理者としての責任等、補償等、こういうふうなものは発生するものなのかどうか。また、具体的に契約内容としてはどのような形で契約を結んでいるのかお聞きしたいと思っておりますので、お願いいたします。

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

旧小国小・中学校の貸し付けの契約の内容についてお答えいたします。

旧小国小・中学校は建物の一部を貸し付けしております、その貸し付け部分について、何らかの隠れた瑕疵があることを発見しても借り主が損害賠償を請求することができないと契約書に規定されております。



○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

また、犯罪や事件・事故のような事案により借り主に損害が生じた場合、当市に管理者責任が生じるのかとの御質問であります。普通財産は行政財産と違い、一般私人と同等の立場で管理し所有する財産であることから、民法が適用されることとなりますので、貸し付け部分で何らかの損害が生じた場合は、占有者、いわゆるその貸し付け部分の実質的な使用者が管理責任を負うとされております。

従いまして、貸し付け部分以外の場所に何らかの原因があつて損害が生じた場合は、所有者である当市の責任が問われる場合もあり得るものと認識しております。

石田議員。

この点に関しましてはよく理解しました。

そこで、さらにこの2つの施設に関しましてお伺いします。

文部科学省の平成29年1月12日公表の「廃校施設活用状況実態調査の結果について」によると、廃校の数は、平成26年度477校、平成27年度には520校、平成14年度から平成27年度までに6,811校が廃校となり、空き校舎も激増していると言われております。

青森県の『『小中学校の廃校施設の活用状況』、廃校年度平成14年度～平成28年度(平成29年5月1日現在)』によりますと、廃校の数は小学校が174校、中学校41校、合計215校がこの青森県で廃校となっております。

215校のうち、現存しない施設41校を引いた174校の活用状況は、活用されているものと活用の用途が決まっているものを合わせると113校、活用の用途が決まっていないものが59校、取り壊しを予定が2校となっております。

活用されているものの主な活用用途、複数回答では、庁舎等が36件と最も多く、次いで社会教育施設・文化施設21件、社会体育施設19件などと、そのほとんどが公共施設として再活用されています。御存じのように、西目屋村の旧小学校をブナコの工場とカフェを兼ねる施設としてリノベーションした廃校活用事例もありますけれども、企業や法人等の施設活用は10件であることから、一般的に民間への譲渡は難しいと言えます。

現在、旧小国小・中学校、旧葛川小・中学校は、文部科学省の地方公共団体の希望に基づき、各地方公共団体において活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報を集約した『『みんなの廃校』プロジェクト、現在活用用途を募集している廃校の一覧』に公表されています。立地環境などを考えてみますとなかなかこれも、一般等に関しましても、公共施設として活用するにしても、見通しとしては難しいのではないかなと私個人としては思っております。

また、先ほど来、災害等に関しましても質問がありましたけれども、旧葛川小・中学校は体育館の一部が土砂災害警戒区域、旧小国小・中学校は敷地全体が土砂災害警戒区域となっております。自然災害や犯罪の危険性などを考慮すると、旧葛川小・中学校、旧小国小・中学校は現在貸し付け中

ですが、取り壊しの方向で考えたほうがよいのではないかと、このように考えておりますけれども、見解を伺います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、旧葛川小・中学校、旧小国小・中学校は土砂災害警戒区域に指定されておりますが、被害想定を把握したうえで、平川市地域防災計画の中で指定緊急避難場所や指定避難所に位置づけております。さらに、旧葛川小・中学校であります。災害時の孤立対策として非常用発電機、非常食、飲料水等も整備している施設でもあります。

このように非常に重要な役割を持った施設でもございますので、私自身しっかり危機管理に努め、将来的な利活用のあり方については、もう少し時間をかけながら幅広く検討していく必要があると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

今の答弁の内容はよくわかりますけれども、実際、空き家状態と言ってもよいと思うんです。そこでもし災害があった場合、じゃあそこでもって避難してすぐ対応できるかって言ったら、やはり疑問符が頭に浮かびます。

ですから、あれほどの大きな施設、後になればなるほどいろんな面でもって不都合が出てくるかと思っておりますので、どうか早い段階でもって決断して対処していただくことがベストではないかなと、このように私は感じております。

この空き家に関しましては、民間でもそうですけれども、公共施設に関しましても非常にこれは大きな問題につながっております。市町村合併で使われなくなった庁舎や施設、また、児童生徒の減少に伴う廃校、公共施設の空き家化、これは非常に今後も大きな問題として立ちはだかってくると思っておりますので、民間だけではなくこの公共施設に関しましても、より明確に、具体的に、早め早めに手を打っておかないと大変なことになると思っております。

地方公共団体におけるこの財産に関しましては420兆円あると言われております。この半分がこれから古くなってきまして、30年以上たつてきまして、この更新等、改修等になってくると言われております。莫大な予算がこれからかかってきます。ですから、もう待たなしの状況であると思っておりますので、ぜひともこの点は早く対応して行って、できる限り財政的にも軽くして、将来の不安等をなくしていくことが大事かと思っております。

今後も人口減少、少子高齢化による影響は続くと思われまして、維持管理や使い方、取り壊しなどを含めて、将来、財政を圧迫し行政サービスの低下を招かないように、普通財産に関しましても見える化をしてしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、全部終了しました。

○議長

次に、お諮りいたします。会期日程表のとおり、12日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は13日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時06分 散会